

令和7年第12回

島田市教育委員会定例会

令和7年12月25日

令和7年第12回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和7年12月25日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：六合公民館 第1集会室（2階）

- 1 開 会
- 2 会期及び会議時間の決定
- 3 会議録署名人の指名
- 4 教育部長報告
- 5 事務事業報告
 - (1) 教育総務課
 - (2) 学校教育課
 - (3) 学校給食課
 - (4) 社会教育課
 - (5) スポーツ振興課
 - (6) 図書館課
- 6 連携報告
 - (1) 文化振興課
 - (2) 博物館課
- 7 付議事項
 - (1) 令和8年度島田市の教育方針について（教育総務課）
 - (2) 島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（社会教育課）
- 8 協議事項
- 9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
- 10 報告事項
 - (1) 令和7年11月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 令和7年11月分の寄附受納について（学校教育課）
 - (3) 令和7年11月分の生徒指導について（学校教育課）
 - (4) 島田市立公民館条例の一部を改正する条例について（社会教育課）
 - (5) 指定管理者の指定期間の変更について（社会教育課）
 - (6) 指定管理者の指定について（社会教育課）
 - (7) 指定管理者の指定について（スポーツ振興課）
- 11 その他
 - ・会議日程について
 - (次 回) 第1回島田市教育委員会定例会
 - 日時 令和8年1月28日（水）午後2時30分～午後4時30分
 - 会場 初倉公民館 第4・第5集会室（2階）

(次々回) 第2回島田市教育委員会定例会

日時 令和8年2月27日(金) 午前10時00分～午後0時00分

会場 市役所本庁舎 第3委員会室(4階)

12 閉 会

教育部長報告

(1) 一般会計歳入歳出予算補正 (11月市議会提案)

歳出

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
特別職	給与改定に伴う給与費の増額	13,430	40	13,470
一般職	給与改定に伴う給与費の増額	197,578	6,517	204,095
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	3,413	463	3,876

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 3 教育研究推進費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	250,175	14,943	265,118

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 学校管理費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
一般職	給与改定に伴う給与費の増額	52,045	1,800	53,845
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	83,739	4,410	88,149

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 1 学校管理費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
一般職	給与改定に伴う給与費の増額	47,913	1,440	49,353
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	27,373	1,547	28,920

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 1 社会教育総務費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
一般職	給与改定に伴う給与費の増額	324,414	10,309	334,723
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	205,708	9,684	215,392

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 1 保健体育総務費 (単位: 千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
一般職	給与改定に伴う給与費の増額	170,607	4,884	175,491
会計年度任用職員	給与改定に伴う給与費の増額	43,288	2,800	46,088

(2) 一般会計債務負担行為補正 (11月市議会提案)

事 項	期 間	限 度 額
事務機器賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	1,664千円
中央公園等管理運営委託	令和8年度から 令和10年度まで	324,239千円
外国語指導助手派遣委託	令和8年度から 令和10年度まで	49,500千円
スクールバス運行管理委託	令和8年度から 令和10年度まで	170,676千円
横井運動場公園・大井川緑地等管理 運営委託	令和8年度から 令和12年度まで	334,690千円
野外活動センター山の家管理運営委託	令和8年度から 令和12年度まで	78,146千円

一 般 質 問 (令和7年11月市議会定例会)

1. 3番 瀧 好 伸 議員 (一問一答)

1. 「信頼される学校づくり」に向けた取組について

世の中の変化がますます激しくなり、先行きも不透明な中、将来にわたって活躍できる児童生徒を育てるため学校教育に寄せられる期待は大きくなる一方である。

学校では、こうした期待に応えるべく、授業の方法の見直しやデジタル教材の活用などを通して、学びの質を高める取組が進められているのではないかと思う。

しかしながら、不登校や問題行動など生活面の対応の比重が増し、教育活動の充実を難しくしているのではないかと懸念している。

一方、全国各地での教員の不祥事が度々報道されるなど、安全・安心な教育環境づくりに影響が生じないか心配である。

当市では、「令和7年度島田の教育」の中で「信頼される学校づくり」を掲げており、その中に示されている施策を着実に実行することが、将来にわたって活躍できる児童生徒を育てるために必要不可欠ではないかと考え、以下伺う。

<質 問>

(1) 「いじめを生まない学校づくり」について

いじめの重篤な事態を防ぐためには早期発見が大切であると思うが、学校ではいじめの実態をどのように把握しているか。

<答 弁>

いじめはどの学校、どの教室でも起こり得るものであるという認識の下、日常生活での子供たちの様子を丁寧に観察し、いじめの早期発見に努めています。また、いじめが疑われた場合は、校内いじめ対策委員会で組織的に対応を行っています。さらに、年間3回以上いじめの調査・アンケートを実施し、いじめに関する情報を集め、早期対応につなげています。

<質 問>

生徒指導主事・主任研修会では、「いじめを生まない学校づくり」に向けてどのようなノウハウが共有されているか。

<答 弁>

生徒指導主事・主任者研修会は年間3回開催し、いじめ対応に関する島田市の基本的な考え方や初動対応、チーム対応の重要性について共有しています。さらに有識者と連携して、毎年子供たちを対象に、安心して学校生活を送るためのアンケートを実施しています。アンケートの分析結果から見えてきたいじめ対応に有効な支援について御示唆をいただき、共有しています。

<質 問>

(2) 「社会に開かれた学校教育」について

「地域とともにある学校づくり」はどのように進めているか。

<答 弁>

学校は学校だよりやホームページを通して、学校の目標やどのような子供を育てたいか等を地域住民や保護者に発信します。併せて、その目標を達成するために、学校内の資源だけでなく、地域の人的・物的資源を活用し、地域全体で子供たちの成長を支えていただけるよう、理解と協力を得ています。事業の支援や登下校の見守り、学校の環境整備など、様々な場面で協力をいただき、地域とともにある学校づくりを進めています。

<質 問>

学校運営協議会とはどのようなもので、年に何回行っているか。

<答 弁>

学校運営協議会とは、教育委員会から任命された委員が、学校の目標や教育活動の在り方について共有し、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関の事です。会合は1年間に3回、学校によっては4回行っています

<質 問>

(3) 「学校事故防止に向けた、施設、通学経路等の点検・整備」について
「危機管理マニュアル」の見直しはどの程度行っているか。

<答 弁>

危機管理マニュアルについては、教頭の研修会において毎年見直しを行っています。今年度は、県教育委員会健康体育課を招き、実際にある学校の危機管理マニュアルを確認しながら、県と市と学校の3者で見直しを行いました。今後、さらにマニュアルが実践的かつ実効的なものになるよう整理し、共通理解を図りながら、常に見直しを進めていきます。

<質 問>

(4) 「防犯体制の充実」について

児童生徒を守るためには学校だけの対応では難しいと思われるが、学校外の機関や地域の方々とはどのような連携ができていますか。

<答 弁>

学校はPTAや自治会と連携して、子供の登下校の見守りをお願いしています。また、子供が地域で危険を感じたときなどには、すぐに近くの家や店舗に助けを求めることができるように、「こどもをまもる110番の家」への登録をお願いしています。不審者を見たという情報が入ったときには、学校から警察に見回りを依頼しています。

<質 問>

(5) 「自然災害から命を守るための体制づくりと、児童生徒の対応力の育成」について
児童生徒の対応力を育成するために具体的にどのようなことに取り組んでいるか。

<答 弁>

学校では避難訓練を定期的を実施し、地震など災害発生時の安全行動を確認しています。また、小学校では、県の防災講座を受講したり、本市の危機管理課から指導を受けたりしている学校があります。

さらに、市内全ての中学校が卒業までの間に、ふじのくにジュニア防災士養成講座を受講しており、昨年度は1,064人の中学生がジュニア防災士の認定を受けています。将来にわたり、家庭や地域の防災リーダーとして活躍することができる対応力の育成を図っています。

<質 問>

(6) 「感染症対応と教育活動の継続」について

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以来、学校においてどのような感染症対策に取り組んでいるか。

<答 弁>

学校では、感染症流行の兆しが見られたときには、マスクの着用や手洗い、うがいの励行、換気等を徹底し、感染の拡大を防ぎ、教育活動が継続できるようにしています。

<質 問>

(7) 「頼もしい教職員の育成」について

不祥事をなくすために教職員はどのようなことに取り組んでいるか。

<答 弁>

不祥事根絶のために、市内全ての小・中学校で年度当初に年間の不祥事根絶取組計画を立て、計画的に教職員に向けて研修を行っています。研修会では、過去に起きた不祥事の事例を用いて、グループワーク形式で検討を行ったり、ロールプレイングを取り入れたりすることで、当事者意識を持って考える機会をつくっています。

2. 13番 内 田 修 議員 (一問一答)

1. 学校教育の現場について

近年の猛暑や学校施設の老朽化など、学校教育の現場は非常に厳しい状況になっている。「子育てするなら島田市で」にあるように、学校教育の現場は安全・安心な環境でなくてはならない。また、教育現場の最前線で働く教職員の方々からは「人手が不足している」との声が上がっている。このことを踏まえ、以下伺う。

<質 問>

(1) 学校施設（特に体育館と特別教室）への空調設備設置について、その必要性及び緊急度の認識について伺う

<答 弁>

酷暑の中で児童・生徒が授業を受ける様子を見ており、特別教室や体育館への空調設備の設置は、優先度の高い工事であると考えています。

<質 問>

(2) 全ての学校への空調設備設置について、完了までの計画を伺う

<答 弁>

空調設備設置については、できるだけ早い時期に全小・中学校へ設置できるように考えています。一方で、財政負担が一時的に集中しないよう、施設整備事業費の平準化を図ることも踏まえて全体のバランスを考慮し、進めていく必要があると考えています。

<質 問>

(3) 学校施設の修繕箇所の把握方法について伺う

<答 弁>

学校施設の修繕箇所は、年度初めに教育総務課の職員が全学校を現地確認し、学校からの聞き取りを行います。そのほか、市全体の施設点検をしている包括管理委託業者による点検報告や、教職員による学校施設の日常点検報告を受け、把握しています。

<質 問>

(4) 修繕箇所の管理方法及び修繕の優先順位づけの方法（優先順位づけをするための要素や重み）について伺う。

<答 弁>

修繕箇所の管理方法は、現地確認を行い、データ化し、情報の共有化を図っています。修繕の優先順位は、児童・生徒の安全・安心な学習環境の維持を最優先としています。

<質 問>

(5) 教職員及び学校教育支援員不足に対して、当局が把握している要因について伺う。

<答 弁>

本市では、年度当初において、定数に対して教職員が不足する状況はありませんでした。全国的な教員不足に関する要因については、産休、育休、体調不良による特別休暇取得者の増加や、特別支援学級の増加により必要な教員数が増加したことなど、複合的な要因が考えられます。

また、本市の支援員については、学習や学校生活に困り感のある児童・生徒が増えてきている現状を踏まえると、その特性に応じたきめ細やかな支援をより充実させるためにも、支援員を増加していく必要があると考えています

<質 問>

(6) 市内中学校5校と島田第一小学校に設置された校内教育支援センターについて

て、他の小・中学校への設置計画を伺う

<答 弁>

本年度から市内中学校5校、小学校1校に校内教育支援センターを設置しました。その場に行けば常に会える支援員がいることで、全く登校できなかった子供が学校に来られるようになったという声や、心を落ち着かせることができる場所があることで、安心して教室に入れるようになったといった声が学校現場から多く聞こえています。

今後、各校の不登校児童・生徒数や保健室での別室で学んでいる児童・生徒数、現場のニーズを確認し、優先度の高い学校から配置できるように進めていきます。

3. 5番 石川 晋太郎 議員 (一問一答)

1. 歳出面から見る市財政の現状と中長期的な見通しについて

総務省は、地方の財政状況に関して「引き続き厳しい状況にあり、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている」と示している。当市においても、人口減少と少子高齢化がもたらす税収減の中、社会保障費や老朽化した公共施設等の更新費用の増加により、歳入減少・歳出増加という厳しい状況が予測されている。

こうしたことを踏まえ、前回の定例会では、市財政を主に歳入の面から確認し、改めて見えてくる人口減少対策、地域経済活性化対策等への考えを伺ったが、今回は、市財政に大きな影響を及ぼす公共施設等の更新費用を中心に、歳出の面から市財政の中長期的な見通しを伺う。

<質 問>

(3) 公共施設のうち、学校施設・上水道施設の更新に関して様々な角度から見通しを伺う。

<答 弁>

学校施設については、初倉地区における施設一体型小中一貫校の建設に向けた検討や、旧市内では学区再編、校舎等の老朽化への対応について協議しています。今後も教育環境の適正化に向けた検討をする中で、施設の更新を併せて検討してまいります。

7. 8番 横田川 真人 議員 (一問一答)

1. 金谷公民館の運営の今後について

9月定例会において、金谷公民館みんくるの公民館運営業務を市直営に戻すことについて質問をした。それ以降も説明会などがあったが、解消されない問題点もあることから、以下質問する。

<質 問>

- (1) 市直営にしたほうがコストが下がるという説明について。
直営にしたほうが市の支出は下がるのか。

<答 弁>

令和8年度以降、引き続き金谷公民館の主催事業を指定管理者とする場合、現契約とは別に12年間の指定管理料、1億9,800万円がかかります。

一方、市直営の場合、金谷公民館の主催事業に係る費用は、年間約1,435万円。12年間に換算した場合、約1億7,200万円が見込まれます。

12年間の支出を比較した場合、市直営にしたほうが約2,600万円少ない見込みです。

<質 問>

指定管理と比較した資料が出されているが、直営にした場合、15年間の指定管理料の合計約23億円から公民館運営業務分が引かれるのか。

<答 弁>

指定管理者が行う金谷公民館の主催事業は、令和5年度から令和7年度までの3年間に限って、現契約額の中で行われています。令和8年度以降の公民館主催事業の経費についても、もともと現契約に含まれていないため、主催事業を指定管理者または市直営のどちらかで行う場合であっても別途経費が必要であり、現契約額が減額されることはありません。

<質 問>

- (2) 議会での答弁について。

3年前は指定管理のほうがよい旨の答弁が多々あるが、その考えは間違いであったか

<答 弁>

指定管理者制度導入を検討していた当初の想定では、民間の能力を活用することにより、一層効率的・効果的な公民館運営を見込んでいました。指定管理者制度の一般的な捉え方に間違いはないと考えますが、金谷公民館の運営に関しては、令和5年度からの運営状況を踏まえ、市直営でサービス向上を図るべきと判断したものです。

<質 問>

1年前には「指定管理導入効果はあった」との答弁がある。これはどのように受け取ればいいのか。

<答 弁>

指定管理者制度導入効果については、利用料の窓口現金納付など、利用者の利便性とサービスの向上におけるプラス面の効果について当時は答弁していました。しかしながら、令和5年度からの運営状況を改めて評価すると、公民館講座の講座数が減るなどマイナス面もあり、そのような状況も踏まえて、市直営に戻すものです。

<質 問>

地方自治法や契約など、法的拘束力があるものを答弁の根拠にしていたが、直営に戻す際にその解釈をどのように処理したか。

<答 弁>

御指摘のあった当時の答弁については、地方自治法における指定管理者制度の趣旨に沿って説明をしたものと捉えています。

また、契約に関する当時の答弁については、本市が契約を一方的に変更することはできないということを説明したものと捉えています。

<質 問>

(3) 審議会ではどのような話し合いがなされて直営のほうが良いという内容になったのか

<答 弁>

令和7年8月7日に開催した第2回金谷公民館運営審議会では、事務局から、令和8年度からの金谷公民館の運営体制について、島田市社会教育委員の会議から提言されました公民館の今後の在り方に関する答申内容、経費の比較、公民館事業の実施状況等を説明しました。

委員からは、人材育成という観点などから、市直営のほうが望ましいという意見をいただきました。

<質 問>

(4) 直営にした場合には、以前行われていた各種講座は復活するという確約があるのか。

<答 弁>

金谷公民館の講座については、講座回数が増に向けて最大限努力してまいりたいと考えています。

15. 11番 四ツ谷 恵 議員 (一問一答)

1. 小・中学校の不登校問題について

文部科学省の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国の不登校児童生徒は過去最多で35万3,970人に上り、12年間連続の増加となった。当市でも増加傾向にあり、約230人いると聞いているが、不登校児童生徒が増えた要因には何があるのか。また、直接児童生徒に関わっている教師の勤務状況（健康問題、退職・転職）や市として行っている「不登校対策」の現状はどうか。不登校の問題を個人の問題として捉えるのではなく、教育環境、社会構造による枠組みの中にこそ問題点があるのではないかという視点に立って捉えてみる必要があると考え、以下伺う。

<質 問>

(1) 不登校の現状・分析について。

ここ数年間の各学年の不登校児童生徒数の推移はどうか。

<答 弁>

ここ数年間の不登校児童・生徒数は年々増加する傾向にあります。特に、小学校五、六年生、中学校二、三年生で不登校児童・生徒が増えています。

<質 問>

不登校の原因をどう捉えているか。

<答 弁>

不登校の原因は多岐にわたり、また複合化する場合が多く見られるため、原因を特定することは困難であると捉えています。なお、本市では、無気力、不安、学業不振、友人関係などが多くなっています。

<質 問>

いじめと不登校との関連性をどのように分析しているか。

<答 弁>

いじめによって不登校になってしまう場合もあります。ある一定の人間関係の中で課題を抱えてしまったことが原因の一つと考えられます。

<質 問>

(2) 教師の勤務実態と負担軽減策について

小・中学校の教師の残業時間のここ数年間の推移はどうか。

<答 弁>

ここ数年間、教職員の勤務時間外の在校時間は減っています。月平均の勤務時間外の在校時間は、令和3年度は約47時間、令和4年度は約45時間、令和5年度は42時間、令和6年度は約40時間となっています。

<質 問>

諸々の理由で休んでいる教師の数は、ここ数年間でどう推移しているか。

<答 弁>

詳細を申し上げることはできませんが、体調を崩している教職員の数はほぼ横ばいとなっています。

<質 問>

現場の教師の要望をどのような仕組みで把握しているか。把握している内容の主な要望を併せて伺う。

<答 弁>

現場の教職員の要望は管理職との面談や管理職以外の代表者との話し合いを通して把握しています。主な要望として、学校教育支援員の人員の維持、拡大、部活動の地域展開などがあります

<質 問>

教員の多忙化を解消するために、市独自でどのような改善策を実施してきたか。

また、教師が児童生徒と向き合う時間を確保するための改善策はあるか。

<答 弁>

教職員の負担軽減のために、学校教育支援員、図書館支援員を配置しています。また、保護者へのお便り等を、しまいく+を利用して配信することや、インターネットバンキングを導入することなどにより、業務量を軽減しました。さらに、公務のDX化を進めるために、教務主任対象のAI活用研修や、全教職員対象のICTスキルアップ研修を行いました。

<質 問>

(3) 校内教育支援センターについて

設置目的は何か。

<答 弁>

校内教育支援センターは、不登校から学校復帰する段階にある児童・生徒や、不登校の兆候が見られる児童・生徒が、学校内において自分に合ったペースで学習、生活できる環境をつくることを目的として設置しました。

<質 問>

校内教育支援センターについて現時点でどのくらいの児童生徒が利用しているか。

<答 弁>

各校の1日の平均利用人数は、小学校で6人、中学校で5人程度と把握しています。

<質 問>

校内教育支援センターについて設置後の改善効果は得られているか。

<答 弁>

校内教育支援センターの設置後の効果として、全く登校できなかった子供が学校に来られるようになったという声や、心を落ち着かせることができる場所があることで、安心して教室に入れられるようになったといった声が学校現場から多く聞こえています。

<質 問>

(4) 全国的に不登校が増加する中で、校則が児童生徒を縛り、不登校の原因となっていると指摘されているが、市内の小・中学校の校則は現在どのような形で制定・改訂されているか、その仕組みを伺う。

<答 弁>

令和4年12月に文部科学省が生徒指導提要の改訂版を公表したことを機に、市内の小・中学校で校則や決まりの見直しに取り組んできました。具体的には、児童・生徒の自己指導能力の育成が図れるように、校則自体の内容を必要

最低限にしたり、校則の見直しについて、生徒が主体的に考える場を持つ機会を設けたりしています。

2. 学校統廃合の実態と小中一貫校について

学校統廃合は教育資源の効率化を目的としながらも、結果として人間関係の希薄化を生み、一部では居場所のなさや適応困難を感じる児童生徒が増えているとも言われている。これから、小中一貫校を推進し統廃合する中で、統合によるメリット及びデメリットについて調査研究していると思うが、現状で判明している内容について伺う。

<質 問>

(1) 北部4小学校と島田第一小学校が統合したが、統合前後の不登校児童数の推移はどうか。

<答 弁>

島田第一小学校について、統合前後を比較すると、統合前よりも統合後のほうが不登校児童数が減少しています。

<質 問>

(2) 統合によるメリットは何か。デメリットは何か。

<答 弁>

統合したことで、より多くの友達と出会う機会となったり、今までできなかった規模の行事に参加できたりと、充実した生活へとつながっています。一方、学校生活における様々なルールがそれまで通っていた学校と違うというケースが見受けられ、共通理解が図れるまでに時間がかかったと聞いています。

<質 問>

(3) 統合の際に児童のメンタルケアをどのように実施したか。

<答 弁>

統合の際のメンタルケアについては、新しい環境により大きなストレスを感じさせないように、前年度に4回の交流事業を行い、児童の人間関係づくりを行いました。また、教職員の加配や、当時の北部4校に在籍していた教職員を島田第一小学校に配置するなど、統合後の児童への手厚い対応を心がけました。統合後は学校生活アンケートを実施し、毎日学校に来るのが楽しいか、体と心は元気か、家や学校でつらいことや苦しいことがあるかなどの項目から児童の思いを把握し、気になる回答をした児童には不安がなくなるよう、担任が丁寧に対応しました。

18. 2番 横山香理議員 (一問一答)

1. 増加する外国人や外国人世帯への対応について

最近、外国人労働者などの増加に伴い、日々の生活の中でも以前より外国人を身近に感じる事が非常に多くなったと感じている。昨年の9月定例会でも同様の質問をしているが、それ以降さらに外国人を身近に感じる機会が増えている。例えば、私の地域では年に1度グラウンドゴルフ大会を行っているが、近年では参加者が減ってきているため、今年は近隣の企業から中国人女性3人を迎えて共に楽しくプレーした。また、近隣のスーパーなどで英語のロゴが入ったTシャツを着用していたことで、英語で話しかけられる場面があった。さらには、一軒家を購入し、引っ越してきた外国人世帯も着実に増えていると実感している。このような状況の中で、生活と直結した課題も増えていくのではないかとと思われる。お互いが理解し合い、気持ちよく生活していくことが今後ますます必要になってくるのではないかと日々感じていることから、現状を踏まえつつ、今後定住する外国人に対する対応を伺いたく、以下質問する。

<質問>

(3) 現在当市に住んでいる外国人において、不就学の小・中学生は確認されているか伺う。

<答弁>

外国籍の子供については、就学義務はありません。現在、日本の義務教育年齢に相当する外国籍の一部について、日本の学校に就学していない子供がいることを確認しています。

議案質疑(令和7年11月市議会定例会)

報告第67号 令和7年度島田市一般会計補正予算(第5号)

1. 6番井上篤議員

○第3表 債務負担行為補正(議案書12ページ)

<質問>

(1) 中央公園等管理運営委託について

- ① 令和5年度から令和7年度までの限度額は2億6,450万円だったが、令和8年度から令和10年度までの限度額は3億2,423万9,000円となっている。約6,000万円の費用増であり、年間にすると約2,000万円増加しているが、増加した内訳について伺う。

<答弁>

令和8年度から令和10年度までの限度額は、令和5年度から令和7年度までの限度額の内訳と比較して、主に増額した経費は、光熱水費・浄化槽保守管理委託料、警備委託料、清掃委託料などで合計約6,000万円となっています

報告第81号 指定管理者の指定について(中央公園ほか6施設)

1. 6番井上篤議員

○報告第81号について(議案書54、説明書・参考41~43ページ)

<質問>

(1) 評価票に記載の総合評価点数が、前回の20.29から20.84に上がっているが、各評価項目において評価が上がった理由を伺う。

<答弁>

決定の評価は、島田市指定管理者候補者選定委員会において、選定委員が評価を行っています。今回の評価票については、議案参考43ページ「島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票」に掲載されていますが、「2 施設の管理運営」及び「4 団体の能力及び適格性」が前回よりも評価が高くなっています。これは、令和5年度から2年半の実績を踏まえて提案された、今回の事業計画が評価されたものであると考えます。

<質問>

(2) 中央公園ほか6施設を一体管理しているが、各施設の利用者を増やすために各施設で連携して行う取組として、どのような提案があったか伺う。

<答 弁>

各施設で連携した取組として、「ミニ鉄道をはじめとしたイルミネーションにより、若年層や親子連れ等でこれまで施設を利用したことがない方の関心を引き出す」、及び「施設一体を活用して『ローズマルシェ（仮称）』等を開催することで、施設の相互利用を促進する」という提案がされています。

報告第81号 指定管理者の指定について（中央公園ほか6施設）

2. 13番 内 田 修 議員

○報告第81号について（議案書54、説明書・参考41～43ページ）

<質 問>

(1) 指定管理者として指定する「しまだローズパートナーズ」は、現在と同一の指定管理者であるが、現在の指定管理機関における実績が選定の評価に考慮されているか伺う。

<答 弁>

島田市指定管理者候補者選定委員会では、事業者から提出された令和8年度から令和10年度までの事業計画等について、同委員会規則に定められた基準に基づき、評価を実施しています。

申請書には過去の実績等が記載された事項もあり、説明書・参考43ページ「2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票」のうち、「2 施設の管理運営」及び「4 団体の能力及び適格性」の項目において、現在の指定管理期間における実績が評価されたものと考えられます。

事務事業報告

事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施 (11月28日～12月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月28日	金	第11回教育委員会定例会	市役所会議室
12月10日	水	第4回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	市役所会議室
12月10日	水	大プール塗装改修工事完成検査	金谷小学校
12月15日	月	第5回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	市役所会議室
12月19日	金	職員室空調機取替工事完成検査	島田第五小学校
12月22日	月	第4回県立高等学校の在り方に係る地域協議会	プラザおおるり

予 定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
12月25日	木	第12回教育委員会定例会	六合公民館

事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実 施 (11月28日～12月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月28日	金	学校祭 (島四小)	
11月29日	土	学校祭 (島三小、初倉小)	
		サタデーオープンスクール ^⑩ (参加者：9人)	伊久美地区
12月1日	月	代休 (島三小、初倉小)	
12月5日	金	学校祭 (大津小、島五小、初南小)	
12月6日	土	学校祭 (島一小、川根小)	
		休日参観日 (五和小)	
12月8日	月	代休 (島一小、五和小、川根小)	
12月10日	水	島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会	市役所会議室
12月13日	土	学校祭 (金谷小)	
12月15日	月	代休 (金谷小)	
12月19日	金	2学期終業式 (島三小、初倉小、六東小、島一中、六合中、金谷中、川根中)	
		冬休みを迎える会 (大津小)	
12月20日	土	サタデーオープンスクール ^⑪ (参加予定：25人)	伊久美地区
12月22日	月	冬休みを迎える会 (島一小、六合小)	
12月23日	火	2学期終業式 (金谷小、五和小、島二中、初倉中)	
		冬休みを迎える会 (島二小、島四小、島五小、初南小、川根小)	

予 定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月6日	火	3学期始業式 (島一中、島二中、初倉中、川根中)	
		冬休み明け (六合小)	
1月7日	水	3学期始業式 (島三小、初倉小、六東小、金谷小、五和小、六合中、金谷中)	
		冬休み明け (島一小、島二小、島四小、大津小、島五小、川根小)	

1月8日	木	冬休み明け（初南小）	
1月10日	土	サタデーオープンスクール⑱ (参加予定：25人)	伊久美地区
1月17日	土	サタデーオープンスクール⑲ (参加予定：25人)	伊久美地区
1月22日	木	いじめ問題対策連絡協議会	市役所会議室
1月24日	土	サタデーオープンスクール⑳ (参加予定：25人)	伊久美地区

事務事業の概要

学校給食課

実施（11月28日～12月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月 4日	木	物資選定会（2月分）	中部学校給食センター
12月16日	火	献立会議（3月分）	中部学校給食センター
12月23日～ 1月 7日	火 水	学校給食冬期休業	中部学校給食センター 南部学校給食センター

予定（12月25日～1月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月 9日	金	物資選定会（3月分）	中部学校給食センター
1月20日	火	献立会議（4月分）	中部学校給食センター
1月26日～ 1月30日	月 金	「学校給食週間」 ～主な取組み～ ・生産者による学校訪問（予定：3校） ・しまださくらめしの提供 等	中部学校給食センター 南部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（11月28日～12月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月29日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「己書を楽しむ」 (受講者：6人)	北部ふれあいセンター
11月30日	日	初倉公民館 社会教育講座 「男の料理」 (6回目/全7回) (受講者：13人)	初倉公民館
		六合公民館 社会教育講座 「クリスマスお菓子教室」 (参加者：11人)	六合公民館
12月2日	火	北部ふれあいセンター社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講者：10人)	北部ふれあいセンター
		六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」 (参加者：21人)	六合公民館
12月3日	水	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」 (受講者：17人)	北部ふれあいセンター
		初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「パン作り教室③」 (受講者：12人)	初倉西部ふれあいセンター
		初倉放課後子供教室(フレンズクラブ) 「玉入れ」(初小児童クラブ交流) (参加者：23人)	初倉小学校
		第5期初めて0歳児をもつ親の講座 1回目/全4回 (受講者：11組22人)	保健福祉センター
12月4日	木	伊久身農村環境改善センター 高齢者学級「お正月飾りを作ろう」 (受講者：4人)	伊久身農村環境改善センター
		川根地区センター 里山ウォーキング 館外研修「日本平夢テラス, 清水河岸の市」 (参加者：26人)	静岡市清水区

12月5日	金	初倉公民館 あゆみ学級（市民学級） 豚肉燻製ベーコン作り（1回目） （参加者：12人）	大津農村環境改善センター
12月6日	土	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「郷土の歴史講座① ～島田（伊久身の文化財を考える）～」 （受講者：5人）	伊久身農村環境改善センター
12月7日	日	初倉公民館 短期講座 「みんなで楽しむクリスマスコンサート in はつくら」 （参加者：163人）	初倉公民館
12月9日	火	初倉公民館 短期社会教育講座 「骨コツ貯筋肉体操」 （2回目／全2回） （受講者：19人）	初倉公民館
		六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 （参加者：5人）	六合公民館
12月10日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 （参加者：7人）	六合公民館
		居場所（ひきこもり支援） （参加者：2人）	プラザおおるり
		初倉放課後子供教室（フレンズクラブ） 「選択活動」 （参加者：22人）	岡田公会堂
		第5期初めて0歳児をもつ親の講座 2回目／全4回 （受講者：14組28人）	保健福祉センター
12月11日	木	初倉公民館 社会教育講座 「心温まる絵手紙」 （7回目、全8回） （受講者：10人）	初倉公民館
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 （参加者：7人）	六合公民館
		中央市民学級 第8回学習会 「クリスマスクッキング♪」 （参加者：10人）	プラザおおるり
		川根地区センター 市民学級 「ベーコンづくり」 （参加者：13人）	大津農村環境改善センター
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 （参加者：22組44人）	島田第一中学校

12月12日	金	初倉公民館 あゆみ学級（市民学級） 豚肉燻製ベーコン作り（2回目） （参加者：12人）	大津農村環境改善センター
		初倉公民館 生涯学級（高齢者学級）講座 「健康体操」 （受講者：28人）	初倉公民館
		六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ講座」 （参加者：41人）	六合公民館
12月13日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「自宅で簡単！セルフリンパケア」 （受講者：7人）	北部ふれあいセンター
		初倉公民館 社会教育講座 「初倉料理教室」（7回目／全7回） （受講者：16人）	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウウォーク」 （7回目／全8回） （受講者：6人）	初倉公民館
12月14日	日	六合公民館 社会教育講座 「しめ飾り講座」 （参加者：30組）	六合公民館
12月16日	火	北部ふれあいセンターほほえみ学級 「防犯教室」 （受講者：14人）	北部ふれあいセンター
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 「交通安全講話」・「体験学習」 （受講者：24人）	大津農村環境改善センター
12月17日	水	初倉放課後子供教室（フレンズクラブ） 「クリスマスケーキ作り」（参加者：24人）	岡田公会堂
		第5期初めて0歳児をもつ親の講座 3回目／全4回 （受講者：11組22人）	保健福祉センター
12月18日	木	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「コンニャク作り教室」 （受講者：10人）	初倉西部ふれあいセンター
		中央高齢者学級 第8回学習会 華やか♪しめ縄作り～飾って福を迎えよう～ （参加者：7人）	プラザおおるり
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「リラックス ヨガ」 （受講者：18人）	北部ふれあいセンター

12月19日	金	初倉公民館 短期講座 「お正月の寄せ植えづくり教室・初心者 コース」 (受講者:16人)	初倉公民館
		初倉公民館 短期講座 「お正月の寄せ植えづくり教室・経験者 コース」 (受講者:8人)	初倉公民館
12月20日	土	北部ふれあいセンター社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 (受講者:8人)	北部ふれあいセン ター
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「工作教室」 (受講者:29人)	北部ふれあいセン ター
		初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「しめ飾り作り教室」 (受講者:12人)	初倉西部ふれあい センター
		六合公民館 社会教育講座 「子どもチャレンジ」 (7回目/全8回) (参加者:58人)	六合公民館
		幼児・児童を持つ親の講座 「乳幼児の心肺蘇生法」 (参加者:30人)	プラザおおるり
12月23日	火	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「おはなしカフェ」 (受講者:8人)	伊久身農村環境改 善センター
		六合公民館 市民学級 「蒟蒻づくり」 (参加者:24人)	六合公民館
12月24日	水	居場所 (ひきこもり支援) (参加者:3人)	プラザおおるり
		第5期初めて0歳児をもつ親の講座 4回目/全4回 (受講者:12組24人)	保健福祉センタ ー

予 定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
12月25日	木	初倉西部ふれあいセンター社会教育講座 「花の寄せ植え教室」 (受講予定:15人)	初倉西部ふれあいセンター
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定:20組40人)	島田第一中学校
12月26日	金	六合公民館 社会教育講座 「お正月寄せ植え講座」 (参加予定:20人)	六合公民館
12月27日	土	六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」 (参加予定:5人)	六合公民館
		大津農村環境改善センター 社会教育講座 「しめ飾りを作る教室」 (参加予定:10人)	大津農村環境改善センター
1月6日	火	六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」 (参加予定:20人)	六合公民館
		川根地区センター 市民学級 「ストレッチ」 (参加予定:15人)	川根地区センター
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講予定:6人)	北部ふれあいセンター
1月7日	水	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」 (受講予定:21人)	北部ふれあいセンター
1月8日	木	六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加予定:6人)	六合公民館
		六合公民館 社会教育講座 (全8回) 「男の料理教室 (第6回目)」 (参加予定:15人)	六合公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 「新年の集い」 (参加予定:31人)	大津農村環境改善センター
1月9日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ講座」 (参加者:30人)	六合公民館
1月10日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「自宅で簡単!セルフリンパケア」 (受講予定:9人)	北部ふれあいセンター
		伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「かんたんパン作り」 (受講予定:10人)	伊久身農村環境改善センター

1月11日	日	初倉公民館 あゆみ学級（市民学級） 「味噌作り」 （参加予定：29人）	大津農村環境改善センター
		令和8年 島田市はたちの集い （参加予定：750人）	ローズアリーナ
1月14日	水	はつくら寺子屋（初倉南小） 「（2けた）×（1けた）の計算」 「1けたをかけるかけ算」 「カード（文章問題）IV」 （参加予定：11人）	初倉南小学校
		六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 （参加予定：7人）	六合公民館
		居場所（ひきこもり支援） （参加予定：3人）	プラザおおるり
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 「お正月あそび」 （参加予定：26人）	岡田公会堂
1月15日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加予定：20組40人）	島田第一中学校
		中央市民学級 第9回学習会 「【ふれあいしまだ塾】お茶教室 ～1年元気に過ごしましょう～」 （参加予定：17人）	プラザおおるり
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「リラックス ヨガ」 （受講予定：20人）	北部ふれあいセンター
1月17日	土	北部ふれあいセンター社会教育講座 「工作教室」 （受講予定：22人）	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 （受講予定：9人）	北部ふれあいセンター
		初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウオーク」 （8回目／全8回） （参加予定：9人）	初倉公民館
1月20日	火	六合公民館 市民学級 「お茶教室」 （参加予定：30人）	六合公民館

1月21日	水	第2回家庭教育学級担当者合同会議 (参加予定：41人)	市役所大会議室
		はつくら寺子屋(初倉小) 「大きい数」(参加予定：21人)	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「女性ランポウウォークA」 (7回目/全8回) (参加予定：20人)	初倉公民館
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 「和菓子作り」(参加予定：26人)	岡田公会堂
1月22日	木	六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」(参加予定：6人)	六合公民館
		中央高齢者学級 第9回学習会 「ニュースポーツってなに？」 ～新たなスポーツを体験しよう～ (参加予定：27人)	プラザおおるり
		川根地区センター すこやか学級 館外研修「万葉の森公園(資料館)」 (参加予定：16人)	浜松市浜名区 万葉の森公園
1月23日	金	不登校・ひきこもり家族教室 「みなと*島田カフェ」(参加予定：4家族)	市役所会議室
		第2回北部ふれあいセンター運営委員会 (参加予定：9人)	北部ふれあいセンター
1月24日	土	親子で体験教室 (参加予定：10組20人)	県立焼津青少年の家及び石津浜
		六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」(参加予定：5人)	六合公民館
		伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「郷土の歴史講座②～新発見の古文書から読み解く明治時代の伊久美村～」 (受講予定：30人)	伊久身農村環境改善センター
		初倉公民館 社会教育講座 「健康体操」 (7回目/全8回) (受講予定：31人)	初倉公民館
		初倉公民館 短期講座 「男の骨コツ貯筋体操」(受講予定：20人)	初倉公民館
1月25日	日	六合公民館 社会教育講座 「バレンタインお菓子教室」 (参加予定：10人)	六合公民館

1月25日	日	初倉公民館 社会教育講座 「男の料理」(7回目/全7回) (受講予定:14人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「資産形成講座」 (参加予定:10人)	北部ふれあいセンター
1月27日	火	小・中学生を持つ親の講座 「伝わる!分ち合える!子育て世代の コミュニケーション術」 (参加予定:30人)	プラザおおるり
		六合公民館 市民学級 「みそ作り教室」 (参加予定:30人)	六合公民館
		北部ふれあいセンターほほえみ学級 「認知症予防講座」 (受講予定:31人)	北部ふれあいセンター

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（11月28日～12月24日）

月、日	曜日	事 項	場 所
11月28日	金	スポコンふらば～る教室 2回目／全3回 (参加者：23人)	ローズアリーナ
11月29日	土	ペアトランポ教室 (参加者：23人)	ローズアリーナ
12月2日	火	市民ワンバウンドふらば～る大会抽選会 (参加者：18人)	市役所会議室
12月5日	金	スポコンふらば～る教室 3回目／全3回 (参加者：18人)	ローズアリーナ
12月6日	土	第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会 (参加者：32人)	静岡市
12月11日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加者：23人)	市役所会議室
12月12日	金	体育施設利用者代表者会議 (参加団体：36団体)	市役所会議室
12月14日	日	第6回島田市民ワンバウンドふらば～る大会 (参加団体：24チーム)	ローズアリーナ
12月15日	月	第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会振り返り会（第5回実行委員会） (参加者：7人)	市役所会議室

予定（12月25日～1月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月1日	木	第49回みんなで走ろう！元日マラソン (参加予定：2,500人)	島田市陸上競技場
1月8日	木	市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（島田地区ナイター）	市役所会議室
1月9日	金	ママさん教室 1回目／5回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ
		市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（第一中学区）	市役所会議室
1月13日	火	スポーツ推進委員1月定例会 (参加予定：30人)	市役所会議室
1月14日	水	市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（第二中学区）	市役所会議室
1月15日	木	市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（初倉中学区）	初倉公民館
1月16日	金	ママさん教室 2回目／5回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ
		市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（六合中学区）	六合小学校

1月18日	日	第74回島田・中日駅伝競走大会 (参加予定：500人)	島田市陸上競技場
1月20日	火	市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（金谷中学区・ナイター 含む）	夢づくり会館
1月22日	木	市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（川根中学区・ナイター 含む）	川根庁舎
1月23日	金	ママさん教室 3回目／5回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ
		市内学校体育館・ナイター施設 利用者 地区別調整会議（旧北中学区）	北部ふれあいセン ター
1月27日	火	ボッチャ教室 1回目／2回 (参加予定：20人)	川根地区センター

事務事業の概要

図書館課

実施（11月28日～12月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月1日～ 11月30日	土 日	特集コーナー設置 一般：「日本の無形文化財」 児童：「食欲の秋」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「読書週間」 児童：「ねむーい本」「芸術の秋」 「もこもこ・ぽこぽこ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「たのしい折り紙」 児童：「ふゆのけはい、かんじるかな？」 「落語っておもしろい！」	川根図書館
11月13日～ 3月1日	木 日	ひみつカード	金谷図書館
11月19日～ 12月18日	水 木	金谷図書館蔵書紹介コーナー設置	金谷中学校
11月20日～ 12月9日	木 火	展示コーナー 「LE-CIEL季節を彩るトールペイント」	金谷図書館
11月21日～ 12月19日	金 金	金谷図書館蔵書紹介コーナー設置	金谷小学校 五和小学校
11月27日～ 12月2日	木 火	特別図書整理（休館）	金谷図書館
11月29日	土	川根図書館あかり展	川根図書館
11月30日	日	島田図書館歴史講座（参加者：23人）	おび・りあ
12月1日～ 12月28日	月 日	特集コーナー設置 一般：「一週間でできる○○」 児童：「クリスマス」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「静岡書店大賞」 「年末年始に役立つ本」 児童：「どんぐりチャレンジの本」 「クリスマス」「お正月・十二支」 「2026年はうま」 「こたつで食べたい○○」	金谷図書館

12月1日～ 12月28日	月 日	特集コーナー設置 一般：「新しい年を迎えよう」 児童：「クリスマス」 「ブルブル寒～い国の本」	川根図書館
12月2日	火	ブックスタート (参加者：21人)	保健福祉センター
12月3日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
12月4日～ 12月18日	木 木	川根図書館蔵書紹介コーナー設置	川根中学校
12月5日	金	高齢者おはなし会 (参加者：11人)	ふれあい健康プラ ザ
12月6日～ 12月7日	土 日	本の無料配布	金谷図書館
12月9日	火	おはなしギフト (さんらいむきしゃぼっぽ) (参加者：32人)	コミュニティーセ ンターさんらいむ
		ブックスタート (参加者：22人)	保健福祉センター
12月11日～ 1月6日	木 火	展示コーナー 「出張市民文化祭2025」	金谷図書館
12月13日	土	川根図書館子ども講座 (参加者：18人)	川根図書館
12月20日	土	クリスマスおはなし会	島田図書館 川根図書館
12月21日	日	クリスマスおはなし会	金谷図書館

予 定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月6日	火	ブックスタート (参加予定：30人)	保健福祉センター
		図書館福袋	島田図書館
1月6日～ 1月7日	火 水	図書館おみくじ	島田・金谷・川根 図書館、地域館
1月6日～ 1月31日	火 土	特集コーナー設置 一般：「めでたい本あつめました」 児童：「お正月～2026年は馬年」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「大河ドラマ『豊臣兄弟!』」 「若い人に贈る読書のすすめ」 児童：「節分・鬼のえほん」 「寒い季節のおはなし」 「のりものだいすき」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「縁起物」 児童：「2026年はうま年！」 「日本の伝統再発見」	川根図書館
1月7日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
1月8日～ 1月27日	木 火	展示コーナー 「金谷宿大学写真教室受講生による作品展 示」	金谷図書館
1月14日	水	おはなし宅配便 (参加予定：70人)	島田中央幼稚園
		高齢者おはなし会 (参加予定：10人)	ふれあい健康プラ ザ
1月16日	金	おはなし宅配便 (参加予定：79人)	五和幼稚園
		NPOもみの木学級おはなし会 (参加予定：10人)	金谷図書館
1月20日	火	ブックスタート (参加予定：30人)	保健福祉センター
1月20日	火	ビブリオバトル in 川根小	川根図書館
1月22日	木	おはなし宅配便 (参加予定：60人)	島田中央幼稚園
1月24日	土	新春子ども映画会 (参加予定：50人)	金谷公民館
1月26日	月	すまいるタイム	島田図書館

連 携 報 告

令和7年12月分報告分の事務事業について

実施(11月28日～12月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月29日	土	しまだプチっとショートフィルムワークショップ (参加者：22人)	島田市博物館 分館
11月30日	日	しまだプチっとショートフィルムデイ (参加者：390人)	プラザおおるり
		陶芸クラブ (参加者：5人)	金谷生きがいセン ター
12月3日	水	陶芸教室 夜の部 (参加者：5人)	金谷生きがいセン ター
12月4日	木	かわねキッズダンス (参加者：8人)	川根文化センター
		陶芸教室 夜の部 (参加者：5人)	金谷生きがいセン ター
12月5日	金	陶芸教室 昼の部 (参加者：5人)	金谷生きがいセン ター
12月6日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ 6回目 (参加者：63人)	プラザおおるり
		島田市学生親善使節(リッチモンド市)派遣 渡航前研修1 (参加者：6人)	金谷公民館
		プラモクラブ (参加者：5人)	金谷生きがいセ ンター
12月7日	日	オペラプロジェクト「ラ・ボエーム」 (参加者：500人)	プラザおおるり
		チャリムde年忘れ 全員集合！2025 (参加者：250人)	川根文化センター
		プラモ塾 (参加者：20人)	金谷生きがいセン ター
12月9日	火	かな書道教室 基礎 (参加者：5人)	川根文化センター
12月11日	木	トリオ・アズ・ライト コンサート (参加者：300人)	プラザおおるり
		かわねキッズダンス (参加者：6人)	川根文化センター
12月12日	金	島田市学生親善使節(リッチモンド市)派遣 説明会・渡航前研修2 (参加者：6人)	プラザおおるり

12月12日	金	セルフケア教室 (参加者：5人)	川根文化センター
12月13日	土	音楽のパレット音の彩りコンサート (参加者：23人)	プラザおおるり
12月17日	水	かな書道教室 中級 (参加者：5人)	川根文化センター
		和紙工房教室 (参加者：7人)	川根文化センター
12月18日	木	かわねキッズダンス (参加者：8人)	川根文化センター
		陶芸教室 夜の部 (参加者：5人)	金谷生きがいセンター
12月19日	金	陶芸教室 昼の部 (参加者：8人)	金谷生きがいセンター
12月20日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ 7回目 (参加者：70人)	プラザおおるり
12月21日	日	あれこれ歴史講座 「島田における強力電波兵器の謎」 (参加者：50人)	プラザおおるり
		陶芸クラブ (参加者：4人)	夢づくり会館
12月26日	金	手打ちそばづくり講座 (参加者：14人)	川根文化センター

予 定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月8日	木	かわねキッズダンス (参加予定：8人)	川根文化センター
		陶芸教室 夜の部 (参加予定：5人)	金谷生きがいセンター
1月9日	金	セルフケア教室 (参加予定：5人)	川根文化センター
		陶芸教室 昼の部 (参加予定：5人)	夢づくり会館
1月11日	日	プラモ塾 (参加予定：20人)	金谷生きがいセンター
1月12日	月	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ 8回目 (参加予定：90人)	プラザおおるり

1月14日	火	かな書道教室 基礎 (参加予定：4人)	川根文化センター
1月15日	木	島田市芸術文化奨励賞授与式	市長応接室
1月17日	土	島田市学生親善使節（リッチモンド市）派遣 渡航前研修3 (参加予定：8人)	プラザおおるり
1月21日	水	かな書道教室 中級 (参加予定：5人)	川根文化センター
		和紙工房教室 (参加予定：5人)	川根文化センター
		手打ちそばづくり講座 (参加予定：14名)	川根文化センター
		陶芸教室 夜の部 (参加予定：5人)	金谷生きがいセンター
1月22日	木	かわねキッズダンス (参加予定：8人)	川根文化センター
		陶芸教室 夜の部 (参加予定：5人)	金谷生きがいセンター
1月23日	金	陶芸教室 昼の部 (参加予定：8人)	金谷生きがいセンター
1月24日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ 9回目 (参加予定：90人)	プラザおおるり
1月25日	日	陶芸教室 昼の部 (参加予定：8人)	金谷生きがいセンター
1月31日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ 10回目 (参加予定：90人)	プラザおおるり

令和7年第12回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和7年12月25日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：六合公民館 第1集会室（2階）

- 1 開 会
- 2 会期及び会議時間の決定
- 3 会議録署名人の指名
- 4 教育部長報告
- 5 事務事業報告
 - (1) 教育総務課
 - (2) 学校教育課
 - (3) 学校給食課
 - (4) 社会教育課
 - (5) スポーツ振興課
 - (6) 図書館課
- 6 連携報告
 - (1) 文化振興課
 - (2) 博物館課
- 7 付議事項
 - (1) 令和8年度島田市の教育方針について（教育総務課）
 - (2) 島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（社会教育課）
- 8 協議事項
- 9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
- 10 報告事項
 - (1) 令和7年11月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 令和7年11月分の寄附受納について（学校教育課）
 - (3) 令和7年11月分の生徒指導について（学校教育課）
 - (4) 島田市立公民館条例の一部を改正する条例について（社会教育課）
 - (5) 指定管理者の指定期間の変更について（社会教育課）
 - (6) 指定管理者の指定について（社会教育課）
 - (7) 指定管理者の指定について（スポーツ振興課）
- 11 その他
 - ・ 会議日程について
 - (次 回) 第1回島田市教育委員会定例会
 - 日時 令和8年1月28日（水）午後2時30分～午後4時30分
 - 会場 初倉公民館 第4・第5集会室（2階）

(次々回) 第2回島田市教育委員会定例会

日時 令和8年2月27日(金) 午前10時00分～午後0時00分

会場 市役所本庁舎 第3委員会議室(4階)

12 閉 会

令和7年12月分報告分の事務事業について

実施 (11月28日～12月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
9月20日～ 12月7日	土 日	収蔵品展 海野光弘 版木に風光を刻む - 作品と版木の展示	博物館分館
10月4日～ 12月14日	土 日	第97回企画展 島田市制施行20周年記念 展開する紙のアート - 紙わざ大賞のふるさとへ (11/22～「島田市長賞」作品展示)	博物館本館
12月6日	土	あ〜と工房 (参加者：5人)	博物館本館
12月16日～ 3月22日	火 日	収蔵品展 海野光弘 僕と版画日記 - 版画家の文章	博物館分館
12月21日	日	わくわくアトリエ かわいい干支の起き上がりこぼし (参加者：28人)	博物館本館

予定 (12月25日～1月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
12月16日～ 3月22日	火 日	収蔵品展 海野光弘 僕と版画日記 - 版画家の文章	博物館分館
1月10日～ 3月22日	土 日	中世の島田 - 千変万化の時代	博物館本館
1月18日	日	わくわくアトリエ 春が待ち遠しい和菓子デコのフォトフレーム (参加予定： 人)	博物館本館
1月23日	金	第2回諏訪原城跡整備委員会 (参加予定：15人)	博物館本館
1月25日	日	文化財消火訓練	天徳寺
1月26日	月	島田宿大井川川越遺跡整備委員会 (参加予定：15人)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案

議案第43号

令和8年度島田市の教育方針について

令和8年度島田市の教育方針を別紙のとおり定める。

令和7年12月25日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

議案第44号

島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月25日

島田市教育委員会教育長 山中 史章

島田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

島田市立公民館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（条例第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。次条から第7条までにおいて同じ。）」を削る。

第10条から第17条までを削り、第18条を第10条とする。

第19条第1項中「第30条」を「第15条」に改め、同条を第11条とし、第20条を第12条とし、第21条を第13条とし、第22条を第14条とする。

様式第1号及び様式第2号中

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室

を

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室
	金谷公民館	1	集会室1	2
3		集会室3	4	会議室1
5		会議室2	6	会議室3
7		会議室4	8	和室
9		工作室		

に改める。

様式第3号中

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室
金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室	7 会議室4	8 和室
	9 工作室		9 工作室	

に改

める。

様式第4号から様式第6号までの規定中

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室
金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
	9 工作室	

に改める。

様式第7号から様式第10号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号による市立公民館使用申込書、様式第3号による市立公民館使用許可変更申込書及び様式第6号による市立公民館使用料減免申請書は、それぞれこの規則による改正後の様式第1号による市立公民館使用申込書、様式第3号による市立公民館使用許可変更申込書及び様式第6号による市立公民館使用料減免申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

例規名 島田市立公民館条例施行規則

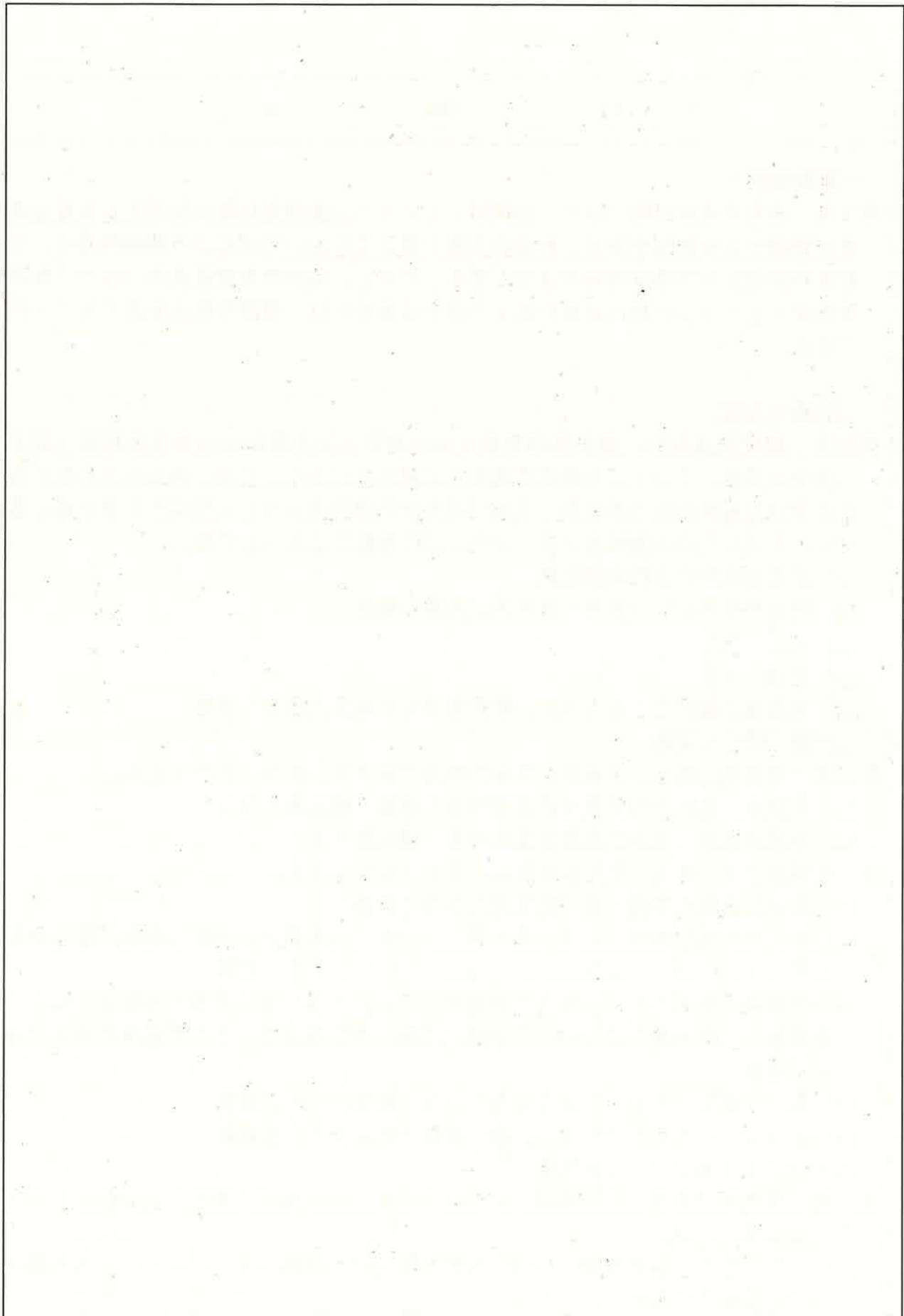
新 条 文

(開館時間)

第2条 島田市立公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

対 照 表

旧 条 文
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 島田市立公民館（以下「公民館」という。）<u>（条例第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。次条から第7条までにおいて同じ。）</u>の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。</p>
<p>(公募の方法)</p> <p>第10条 教育委員会は、<u>条例第14条第2項の規定により島田市立金谷公民館（以下「金谷公民館」という。）の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、並びに市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金谷公民館の名称及び位置</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</u></p> <p>(3) <u>指定の期間</u></p> <p>(4) <u>申請の方法</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>(申請に関する書類)</p>
<p>第11条 <u>条例第16条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>申請書 金谷公民館指定管理者指定申請書（様式第7号）</u></p> <p>(2) <u>事業計画書 金谷公民館事業計画書（様式第8号）</u></p> <p>2 <u>条例第16条の規則で定める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>金谷公民館の管理に関する業務の収支予算書</u></p> <p>(2) <u>法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(3) <u>申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書</u></p> <p>(4) <u>設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要とする書類</u></p> <p>(特例により選定される候補者)</p>
<p>第12条 <u>条例第18条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。</u></p> <p>(1) <u>市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。</u></p>



(2) 1年以上継続して当該法人等の事業活動を行っていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める要件を満たすものであること。

(指定の通知)

第13条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、金谷公民館指定管理者指定書(様式第9号)により指定する法人等に通知する。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、金谷公民館指定管理者指定取消通知書(様式第10号)により当該法人等に通知する。

(協定の締結)

第15条 指定管理者は、教育委員会と金谷公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。ただし、金谷公民館の整備並びに管理及び運営について、条例第19条の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料に関する事項

(4) 施設及び設備の維持管理に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 個人情報の保護に関する事項

(7) 業務報告及び事業報告に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第16条 教育委員会は、金谷公民館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、金谷公民館の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 金谷公民館の利用状況(利用件数、利用者数、利用を不許可とした件数及びその理由等)

(3) 利用料収入の実績

(4) 管理経費等の収支状況

(入館者等の遵守事項)

第10条 省略

(審議会の会長等)

第11条 条例第15条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

2

3 省略

5

(審議会の会議)

第12条 省略

(審議会の庶務)

第13条 省略

(その他)

第14条 省略

様式第1号（第4条関係）

市立公民館使用申込書

省略

省略		
使用区分	省略	
	初倉公民館	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室 8 和室1
		9 和室2 10 調理実習室
	金谷公民館	1 集会室1 2 集会室2
		3 集会室3 4 会議室1
		5 会議室2 6 会議室3
		7 会議室4 8 和室
9 工作室		

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(入館者等の遵守事項)

第18条 省略

(審議会の会長等)

第19条 条例第30条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

2

3 省略

5

(審議会の会議)

第20条 省略

(審議会の庶務)

第21条 省略

(その他)

第22条 省略

様式第1号（第4条関係）

市立公民館使用申込書

省略

省略			
使用区分	省略		
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1
		9 和室2	10 調理実習室
省略			

省略

省略

省略

様式第2号（第5条関係）

市立公民館使用許可書

省略

省略

省略		
使用区分	省略	
	初倉公民館	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室 8 和室1
		9 和室2 10 調理実習室
	金谷公民館	1 集会室1 2 集会室2
		3 集会室3 4 会議室1
		5 会議室2 6 会議室3
		7 会議室4 8 和室
9 工作室		
省略		

省略

様式第3号（第6条関係）

市立公民館使用許可変更申込書

省略

様式第2号（第5条関係）

市立公民館使用許可書

省略

省略			
使用区分	省略		
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1
9 和室2		10 調理実習室	
省略			

省略

様式第3号（第6条関係）

市立公民館使用許可変更申込書

省略

省略				
変更の内容	省略			
	省略			
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室 8 和室1
		9 和室2	10 調理実習室	9 和室2 10 調理実習室
	金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2	1 集会室1 2 集会室2
		3 集会室3	4 会議室1	3 集会室3 4 会議室1
		5 会議室2	6 会議室3	5 会議室2 6 会議室3
7 会議室4		8 和室	7 会議室4 8 和室	
9 工作室			9 工作室	
省略				

省略

様式第4号（第6条関係）

市立公民館使用変更許可書

省略

省略			
省略			
初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール 2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室 4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室 6 第4集会室

省略				
変更の内容	使用区分	省略		
		省略		
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室 8 和室1
9 和室2	10 調理実習室	9 和室2 10 調理実習室		
省略				

省略

様式第4号（第6条関係）

市立公民館使用変更許可書

省略

省略				
使用区分	省略			
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室 4 第2集会室
5 第3集会室		6 第4集会室	5 第3集会室 6 第4集会室	

使用区分		7 第5集会室	8 和室1
		9 和室2	10 調理実習室
金谷公民館		1 集会室1	2 集会室2
		3 集会室3	4 会議室1
		5 会議室2	6 会議室3
		7 会議室4	8 和室
		9 工作室	
省略			

省略

様式第5号（第7条関係）

市立公民館使用許可取消申出書

省略

省略			
使用区分	省略		
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1
		9 和室2	10 調理実習室
	金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2
		3 集会室3	4 会議室1
		5 会議室2	6 会議室3
		7 会議室4	8 和室
	9 工作室		
省略			

（注） 省略

		7 第5集会室	8 和室1
		9 和室2	10 調理実習室
省略			

省略

様式第5号（第7条関係）

市立公民館使用許可取消申出書

省略

省略			
使用区分	省略		
	初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
		3 第1集会室	4 第2集会室
		5 第3集会室	6 第4集会室
		7 第5集会室	8 和室1
9 和室2		10 調理実習室	
省略			

（注） 省略

様式第6号（第8条関係）

市立公民館使用料減免申請書

省略

省略		
使用区分	省略	
	初倉公民館	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室 8 和室1
		9 和室2 10 調理実習室
	金谷公民館	1 集会室1 2 集会室2
		3 集会室3 4 会議室1
		5 会議室2 6 会議室3
		7 会議室4 8 和室
9 工作室		
省略		

(注) 省略

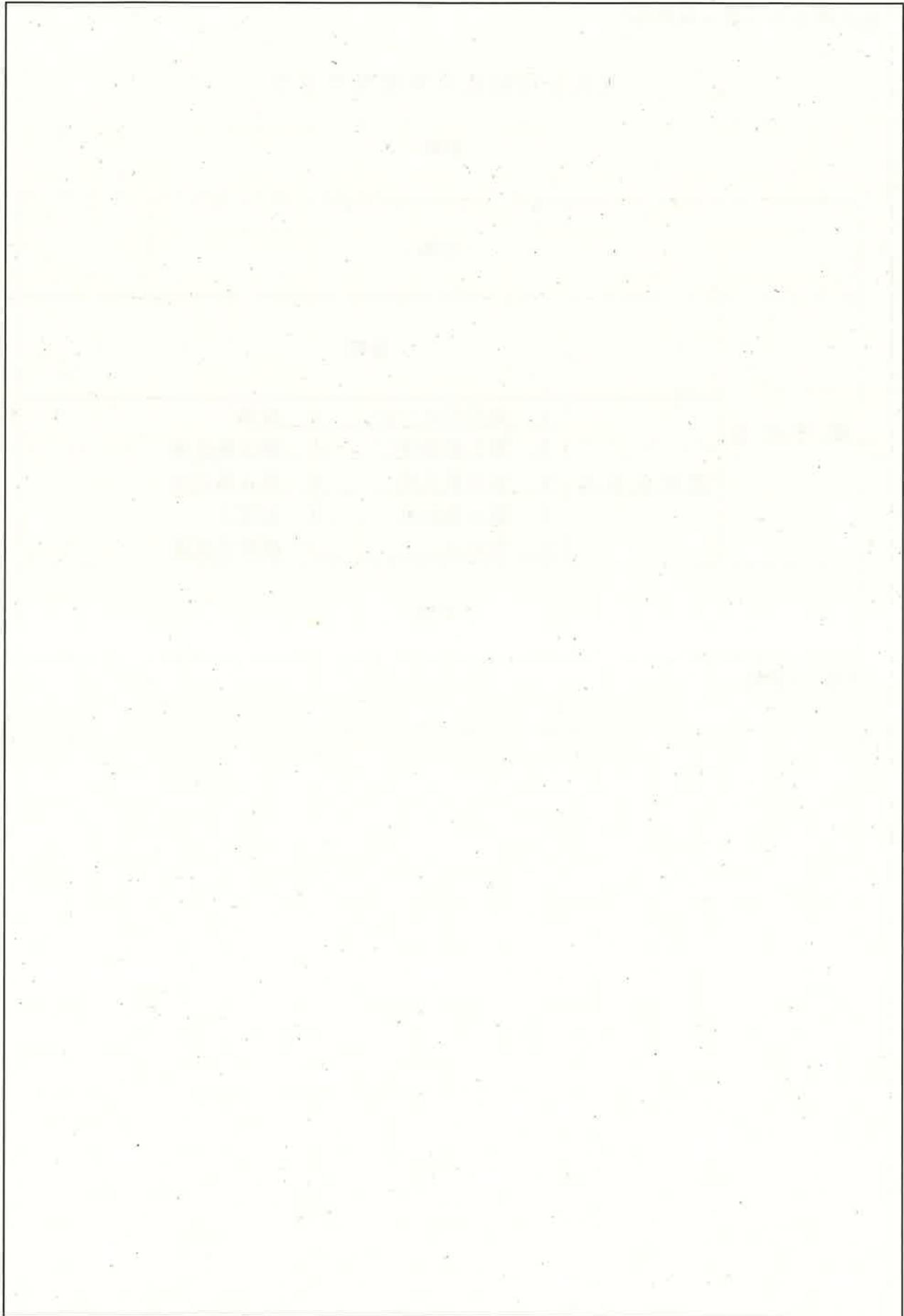
様式第6号（第8条関係）

市立公民館使用料減免申請書

省略

省略		
使用区分	省略	
	初倉公民館	1 多目的ホール 2 控室
		3 第1集会室 4 第2集会室
		5 第3集会室 6 第4集会室
		7 第5集会室 8 和室1
9 和室2 10 調理実習室		
省略		

(注) 省略



金谷公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市教育委員会

所在地

名称

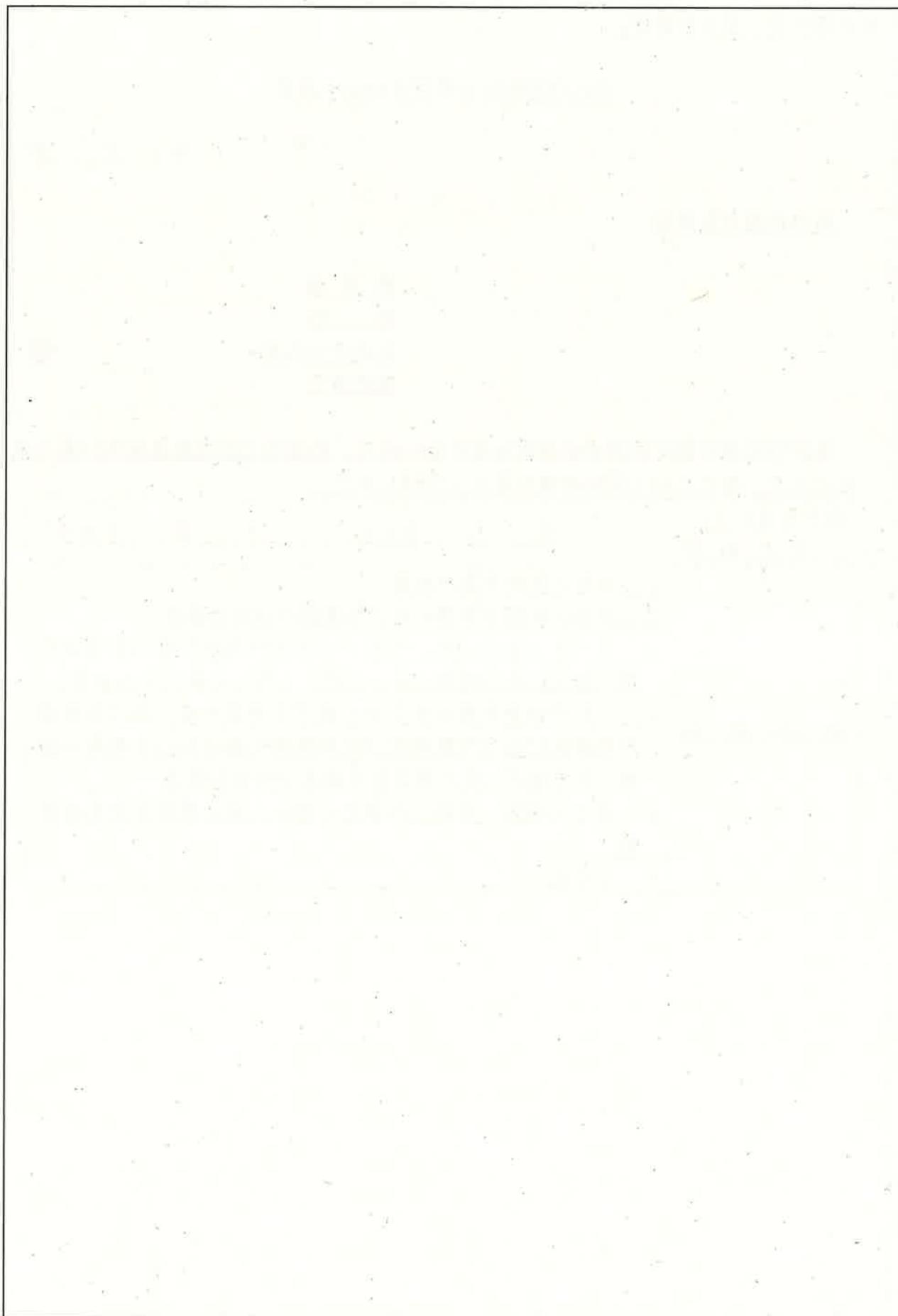
代表者の氏名

印

電話番号

金谷公民館の指定管理者の指定を受けたいので、島田市立公民館条例第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<p>1 金谷公民館事業計画書</p> <p>2 金谷公民館の管理に関する業務の収支予算書</p> <p>3 法人その他の団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</p> <p>4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書</p> <p>5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類</p> <p>6 その他（ ）</p>



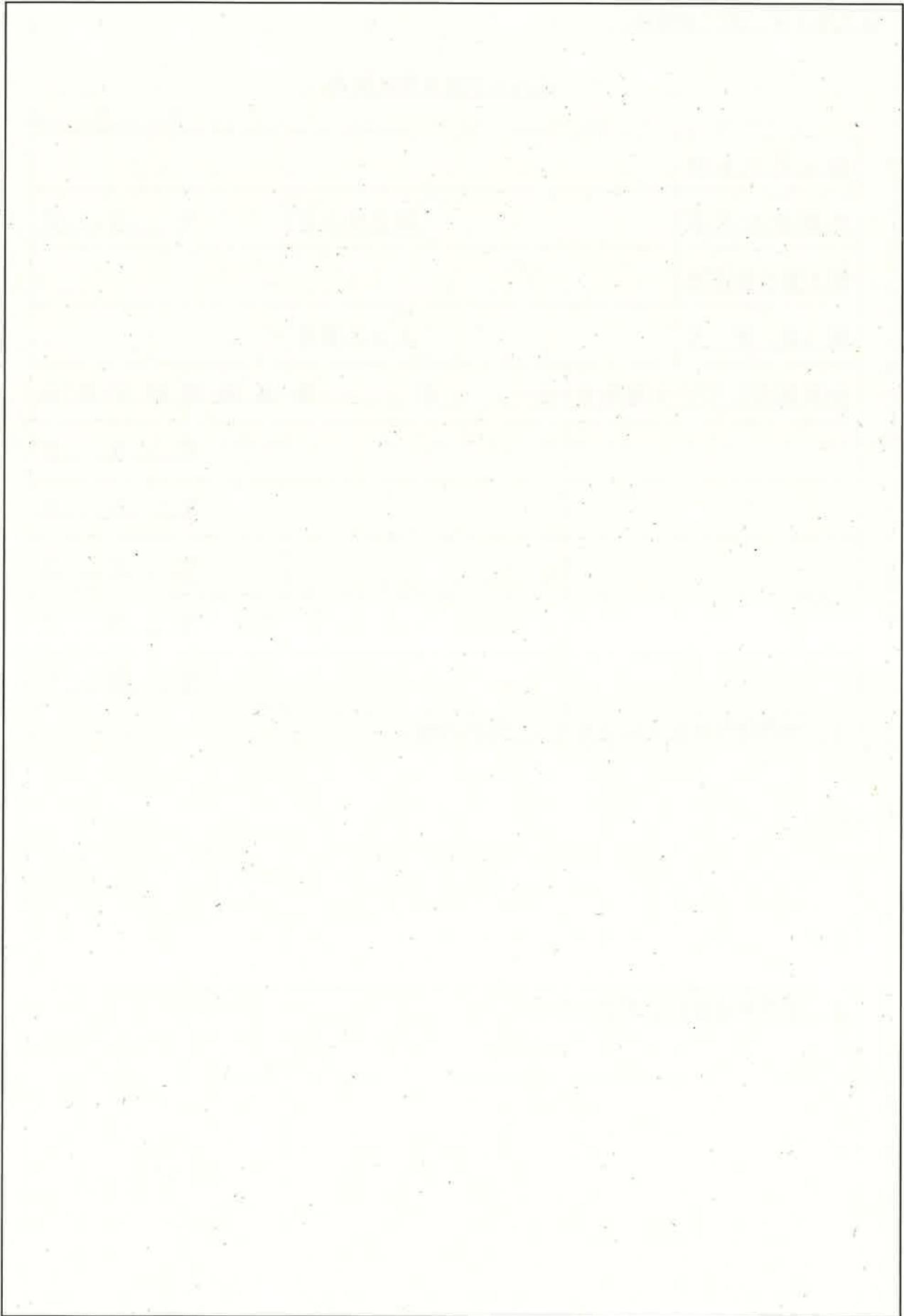
金谷公民館事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
法人等の所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所	在	地
			運営開始年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

1 管理運営を行うに当たっての経営方針

2 管理運営を行う意欲について



3 管理運営について

(1) 職員の配置等について

(2) 年間の自主事業について

(3) 利用者等の要望の把握について

(4) 苦情処理について

4 金谷公民館の利用率向上のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

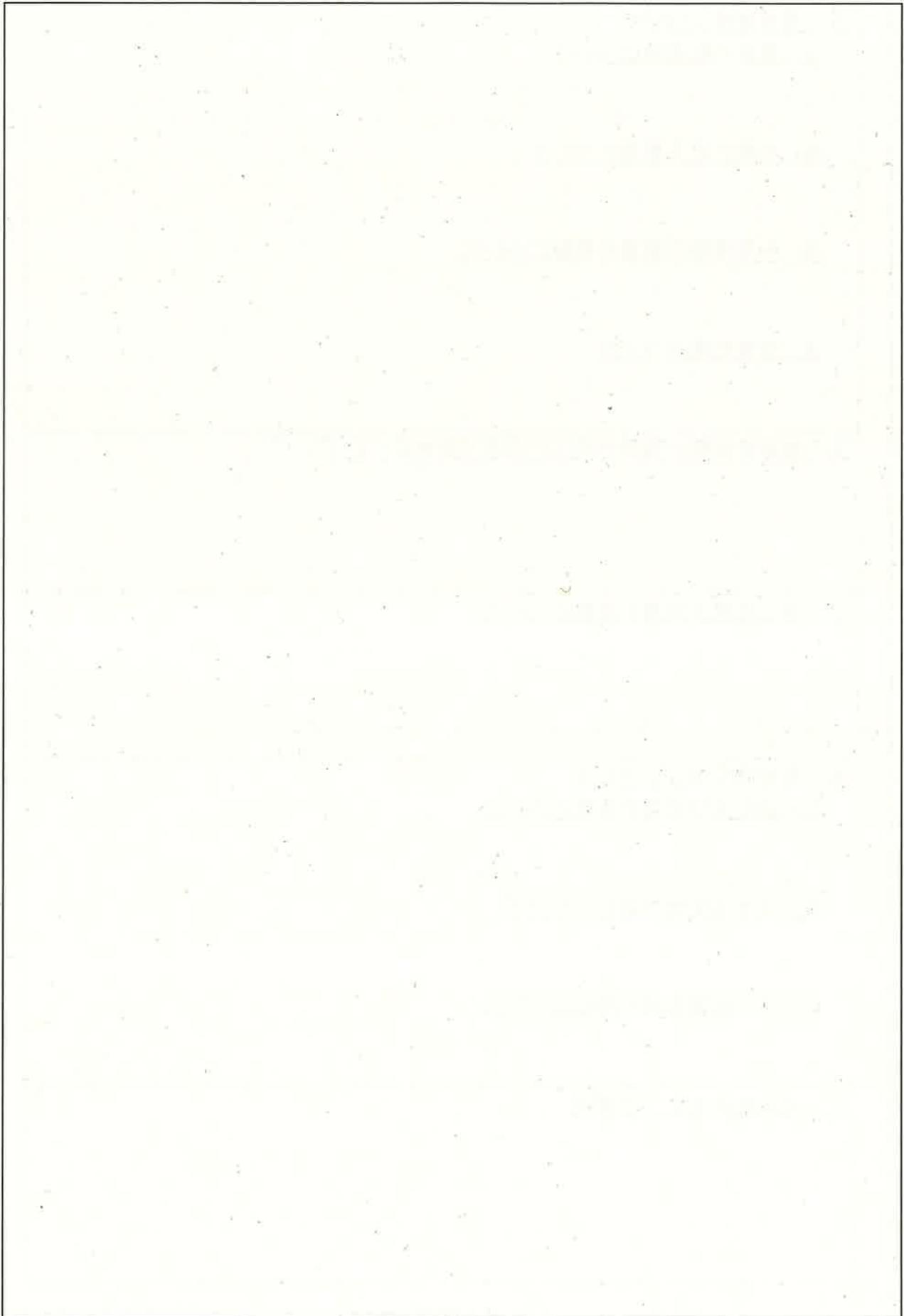
6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特記すべき事項



金谷公民館指定管理者指定書

第 _____ 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名

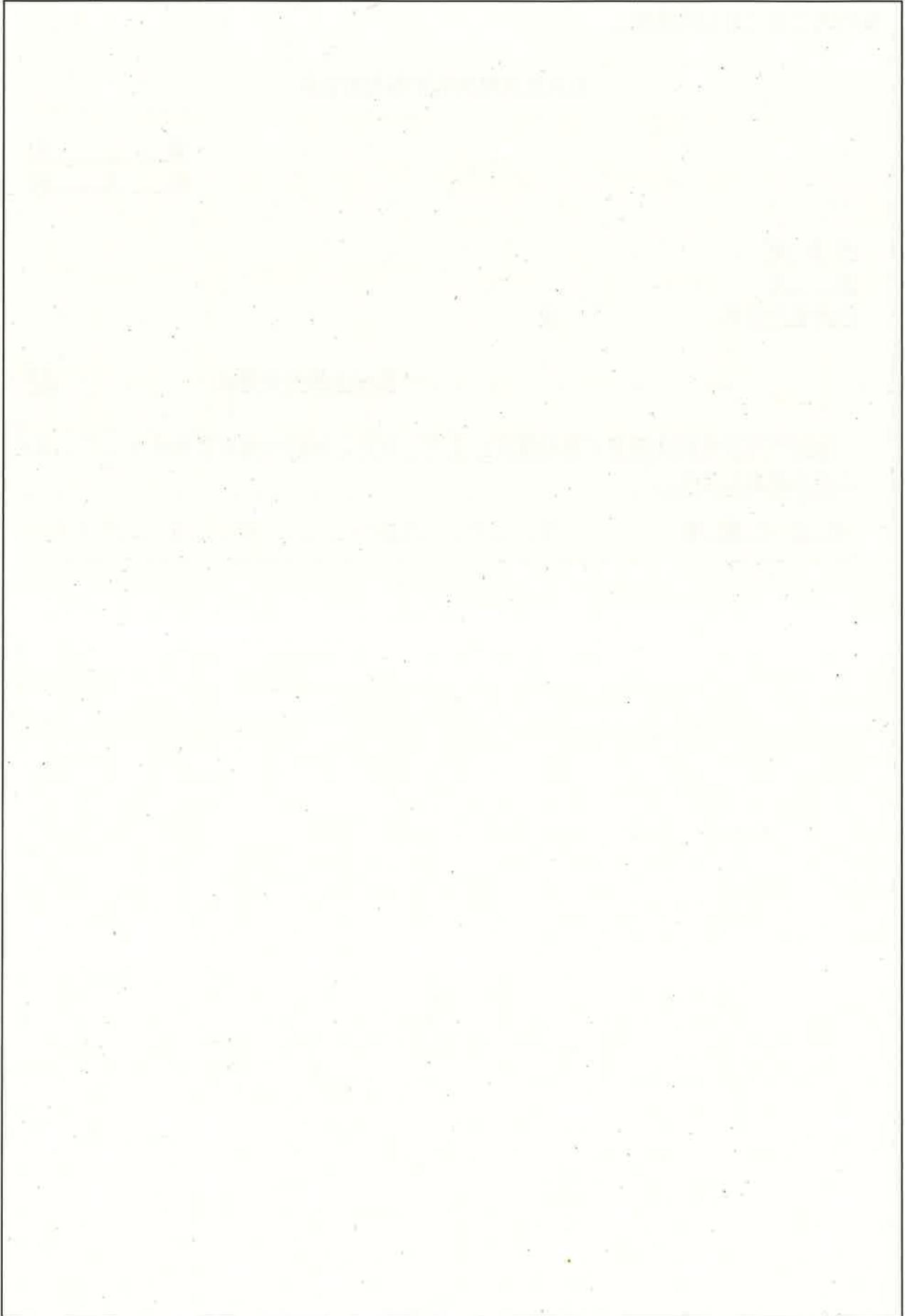
様

島田市教育委員会



島田市立公民館条例第17条の規定により、金谷公民館の指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	-----------------



金谷公民館指定管理者指定取消通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

所在地

名 _____ 称

代表者の氏名

様

島田市教育委員会



次に掲げる理由により、金谷公民館の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	_____年 _____月 _____日

(注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告（訴訟において島田市を代表する者は島田市教育委員会となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

協 議 事 項

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

五、
六、

報 告 事 項

(報告事項)

教育総務課

令和7年11月分の寄附受納について、

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
市内小中学校 (19校)	リサイクル培養土 (グリーンソイル)	1,328袋 (8kg/袋)	1,699,840 円	ネスレ日本株式会社 島田工場
計			1,699,840 円	

令和7年11月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
市内小学校	オリジナルサッカーボール	200個	500,000円	株式会社藤枝 MYFC
市内小学校 1年生	SDGs ってなあに? シール絵本	713部	99,820円	日興美術株式会社
計			599,820円	

(報告事項)

学校教育課

令和7年11月分の生徒指導について

令和7年11月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

(報告事項)

社会教育課

島田市立公民館条例の一部を改正する条例について

島田市立公民館条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり報告します。

島田市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第39号

島田市立公民館条例の一部を改正する条例

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）」を削る。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条から第28条までを削り、第29条を第14条とし、第30条を第15条とし、第31条を第16条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表に次の1表を加える。

3 金谷公民館使用料

(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

(2) 冷暖房使用料

	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円

会議室 1	870円	970円	870円	2,730円
会議室 2	870円	970円	870円	2,730円
会議室 3	870円	970円	870円	2,730円
会議室 4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の島田市立公民館条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定管理者（旧条例第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした許可その他の行為（旧条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、改正後の島田市立公民館条例（以下「新条例」という。）の相当規定により教育委員会又は市長がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により指定管理者に対してされている利用の許可に係る手続その他の行為（旧条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により教育委員会又は市長に対してされた使用の許可に係る手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に指定管理者の役員及び職員であった者に係る旧条例第26条に規定する業務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 施行日前に指定管理者であった者に係る旧条例第27条に規定する原状回復の義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

例規名 島田市立公民館条例

新 条 文

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

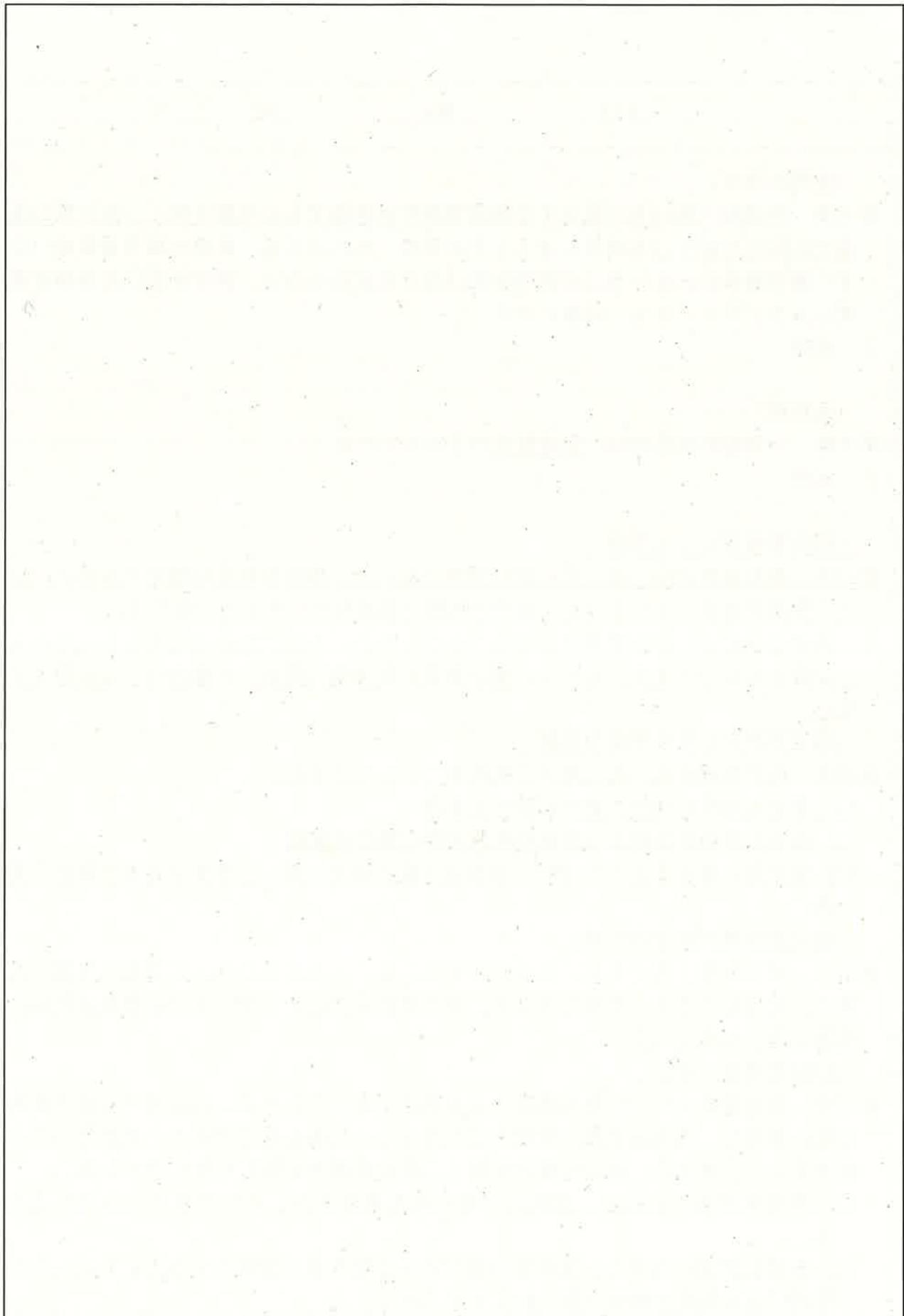
(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表のとおりとする。

2 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館(第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 省略</p>
<p>(使用料)</p> <p>第7条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 省略</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、金谷公民館の管理を行わせるものとする。</p> <p>2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第18条及び第19条に規定する場合は、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 金谷公民館の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 金谷公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、金谷公民館の運営に関して市長が必要と認める業務</p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第16条 第14条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、金谷公民館の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、金谷公民館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p>



(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第18条 教育委員会は、第16条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は金谷公民館の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定の特例)

第19条 教育委員会は、金谷公民館の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 教育委員会は、第17条（第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(金谷公民館の開館時間)

第21条 金谷公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(金谷公民館の休館日)

第22条 金谷公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

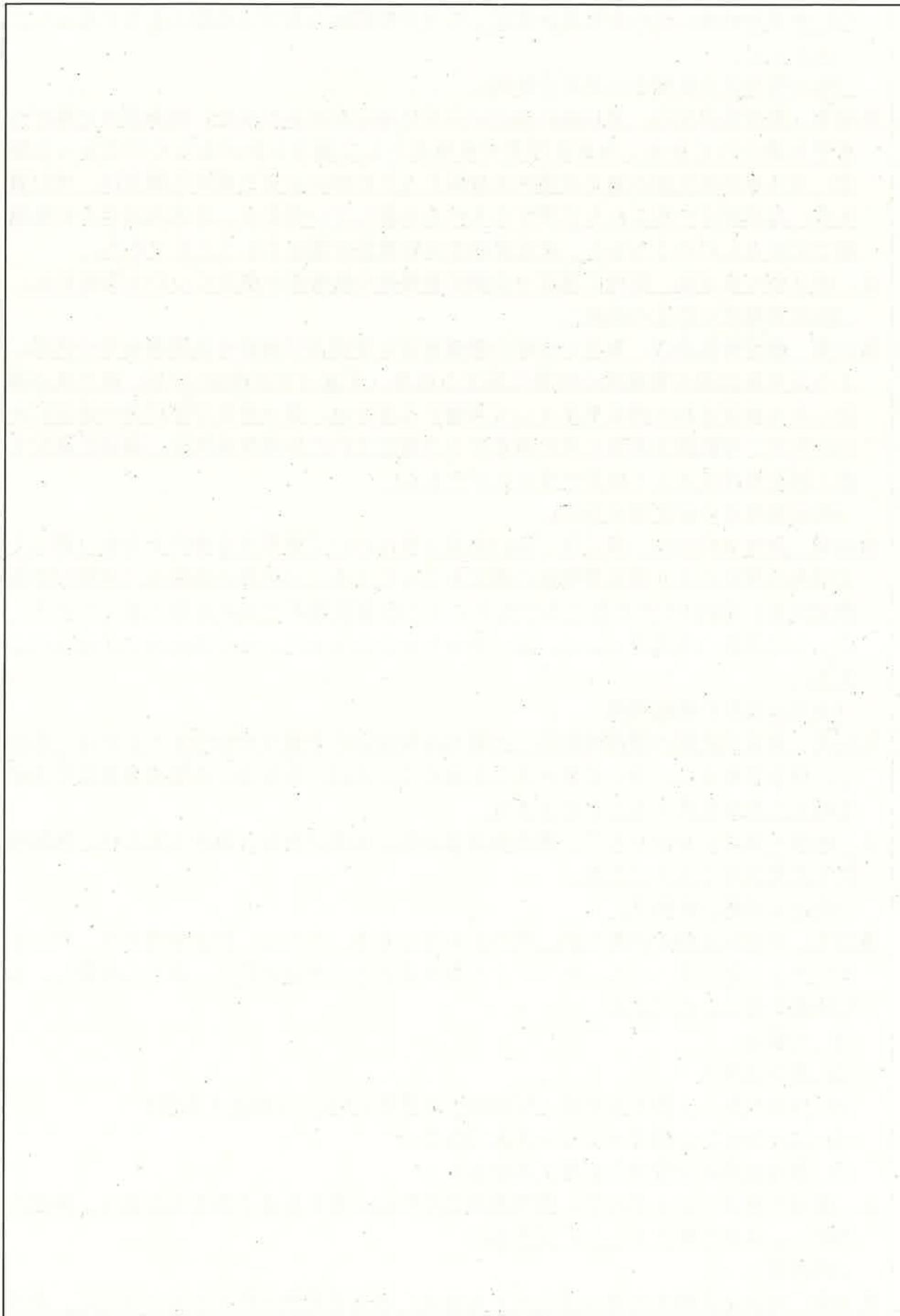
(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 教育委員会が管理上必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用料)

第23条 金谷公民館を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項



の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

（利用料の減額又は免除）

第24条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の不還付）

第25条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により金谷公民館を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が利用の日前2日までに、第28条において準用する第4条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

（秘密を守る義務）

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者の原状回復の義務）

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

（準用）

第28条 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、金谷公民館の利用の許可等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	公民館（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）	金谷公民館
	島田市教育委員会（以下「教育委	指定管理者（第14条に規定す

(損害賠償の義務)

第14条 省略

(運営審議会)

第15条 省略

(委任)

第16条 省略

別表 (第7条関係)

1 省略

2 省略

3 金谷公民館使用料

(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

	員会」という。)	る指定管理者をいう。以下第13条までにおいて同じ。)
第4条第2項、第5条、第6条及び第12条	教育委員会 公民館	指定管理者 金谷公民館
第10条及び第11条第1項	公民館	金谷公民館
第11条第2項	教育委員会	島田市教育委員会
第13条	教育委員会	指定管理者

(損害賠償の義務)

第29条 省略

(運営審議会)

第30条 省略

(委任)

第31条 省略

別表第1 (第7条関係)

1 省略

2 省略

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
集会室 1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室 1	870円	970円	870円	2,730円
会議室 2	870円	970円	870円	2,730円
会議室 3	870円	970円	870円	2,730円
会議室 4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

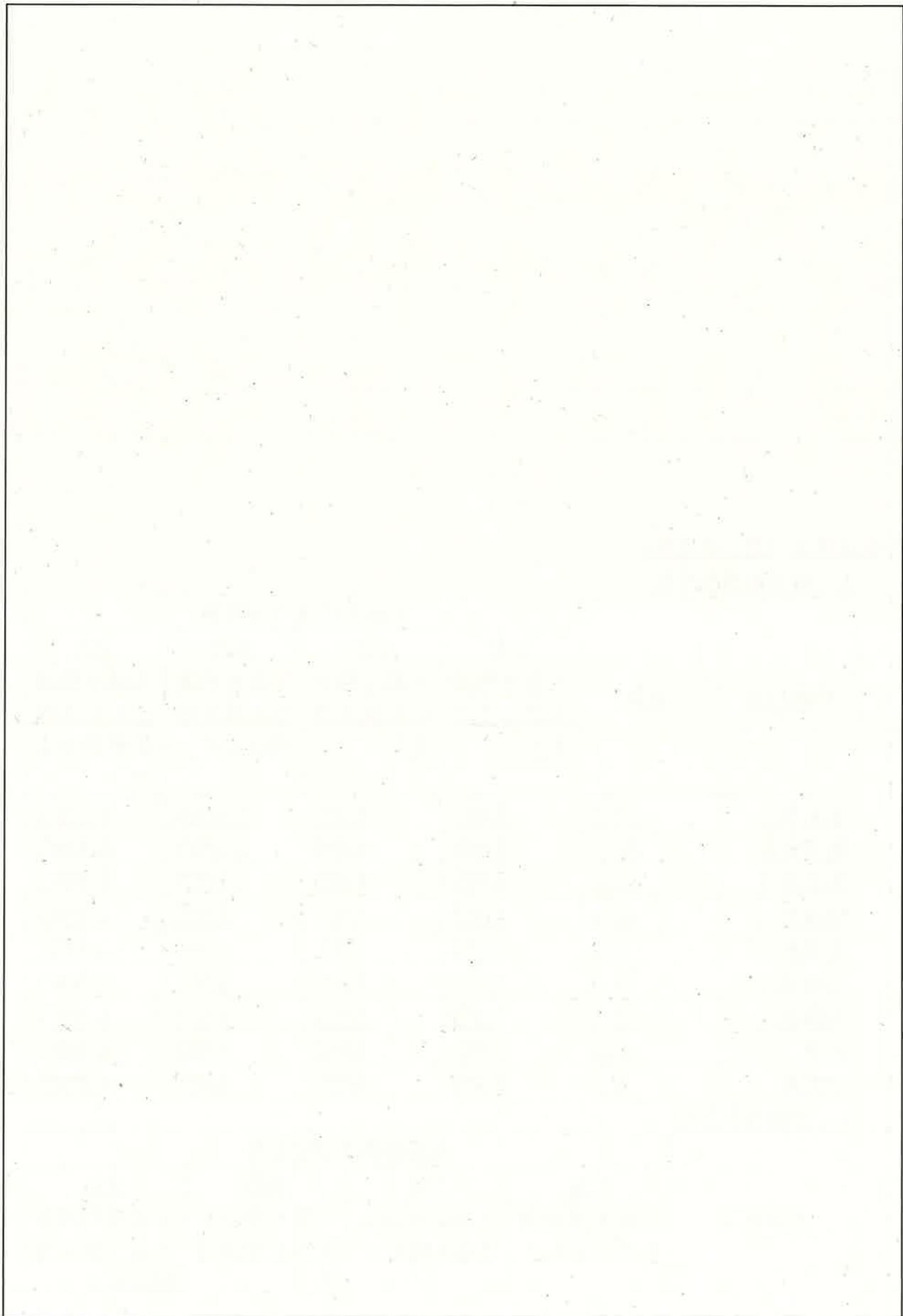
別表第2（第23条関係）

1 集会室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで



集会室 1	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
集会室 2	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
集会室 3	<u>1,200円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,820円</u>
会議室 1	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 2	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 3	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
会議室 4	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
和室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>
工作室	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>870円</u>	<u>2,730円</u>

指定管理者の指定期間の変更について

島田市立金谷公民館の指定管理者の指定期間の変更について、次のとおり報告します。

指定の期間	
変更後	変更前
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和5年4月1日から令和20年3月31日まで

指定管理者の指定について

島田市野外活動センター山の家の指定管理者の指定について、次のとおり報告します。

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市野外活動センター山の家	島田市東町241番地	株式会社空と大地と	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票
(島田市野外活動センター山の家)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

株式会社空と大地と

(2) 代表者

代表取締役 小倉 雅人

(3) 所在地

島田市東町241番地

(4) 設立年月日

平成24年5月1日

(5) 業務内容

ア 有料老人ホーム・ケアハウス・グループホームの経営

イ 高齢者向けの賃貸住宅の経営

ウ 介護保険法に基づく以下の事業

(ア) 居宅サービス事業

(イ) 地域密着型サービス事業

(ウ) 居宅介護支援事業

(エ) 介護予防サービス事業

(オ) 地域密着型介護予防サービス事業

(カ) 介護予防支援事業

エ 障害者自立支援法に基づく以下の事業

(ア) 障害福祉サービス事業

(イ) 相談支援事業

(ウ) 移動支援事業

(エ) 地域活動支援センターの経営

(オ) 福祉ホームの経営

(カ) 地域生活支援事業

オ 福祉サービスに従事する人材の育成・教育事業

カ 日用雑貨・食品の販売

キ 飲食店の経営

ク 不動産賃貸業

ケ 前各号に附帯関連する一切の事業

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

代表取締役1人、取締役1名

指定管理者の指定について

「横井運動場公園ほか4施設」及び「島田市総合スポーツセンターほか3施設」の指定管理者の指定について、次のとおり報告します。

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横井運動場公園	島田市金谷東一丁目753番地の1	株式会社特種東海フォレスト	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
大井川緑地			
谷口スポーツ広場			
大井川さくら緑地			
かなや大井川緑地			
島田市総合スポーツセンター	神奈川県小田原市堀之内458番地	しまだローズパートナーズ 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
中央公園庭球場			
中央公園親子プール			
島田市伊太庭球場			

※「島田市総合スポーツセンターほか3施設」については、島田市中央公園（建設課）、島田市中央公園ミニ鉄道施設（観光課）及び島田市ばらの丘公園（建設課）を含めて「島田市中央公園外6施設」として一括で指定されています。

指定管理者に指定しようとする団体の概要
(横井運動場公園ほか4施設)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

株式会社特種東海フォレスト

(2) 代表者

代表取締役 海野 行則

(3) 所在地

島田市金谷東一丁目753番地の1

(4) 設立年月日

昭和54年5月1日

(5) 業務内容

ア 樹木の生産、売買および造林業ならびに森林保護事業

イ 立木の売買および木材の伐出事業

ウ 木材の売買および加工販売

エ 土木、建築、索道架設、造園、管、機械器具設置、水道施設各工事の設計、
施工監理および管理

オ 産業廃棄物処理業務

カ 鉱物、土石の採掘および加工販売

キ 温泉、鉱泉の掘さく、利用および利用権の売買

ク 体育、娯楽施設の経営

ケ 旅館および食堂の経営、ならびに旅行業

コ 日用雑貨、食料品、酒類、石油製品、肥料、農薬および貴金属類の販売

サ 農林水産物の生産、養殖および販売

シ 農林水産物、酒類、日用雑貨の輸入及び販売

ス 山林の管理保全

セ 不動産の管理および売買、賃借の仲介ならびに鑑定

ソ 損害保険代理業

タ 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

チ 生命保険の募集に関する業務

ツ 警備業務

テ 特殊東海製紙株式会社およびその関連会社が委託する福利厚生施設の維持管
理に関する業務

ト 下記産業機械設備の設計、製作、据付、修理、整備

(ア) 紙パルプ製造設備およびその付属機器

(イ) 合板積層板製造機器

(ウ) 各種化学工業用機器

(エ) 食品加工用機器

- (イ) 農業用機械
 - (カ) 繊維工業用機器
 - (キ) 木工用機械
 - ナ 電気工事の設計施工ならびに電気機器の製作修理
 - ニ 計測および制御に関する機械装置の設計施工ならびに保全
 - ヌ 公害防止機械装置の設計施工、修理、保全、運転、管理
 - ネ 荷造包装機械の製作、加工、販売
 - ノ 用排水設備、暖冷房および空調設備の設計施工
 - ハ 電気・機械器具およびその部品の製造、販売
 - ヒ 倉庫業
 - フ 古物商
 - ヘ 労働者派遣業
 - ホ 発電施設の設計・施工、監理・運営、維持・管理および電力供給・販売
 - マ 測量および建設コンサルタント業務
 - ミ 生コンの製造、販売
 - ム 前各号に関係する技術者の派遣
 - メ 前各号に関する設備機械器具類の売買、賃貸借及び運転、管理
 - モ 前各号に付帯する一切の事業
- ※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

代表取締役 1 人、取締役 3 人、監査役 1 名 計 5 人

指定管理者に指定しようとする団体の概要

(総合スポーツセンターほか3施設)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

しまだローズパートナーズ

(2) 代表者

代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 剛

(3) 所在地

神奈川県小田原市堀之内458番地

(4) 設立年月日

令和4年8月25日

(5) 業務内容

ア 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳

(ア) 水泳、ダイビング、柔剣道、スキー、体操教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営

(イ) 建築工事、土木工事、管工事の企画、設計、施工、監理

(ウ) スポーツに関する興業の企画、実施

(エ) 屋内外プール、スポーツ施設の設計施工及び管理運営並びに清掃業務

(オ) スポーツインストラクターの養成並びに派遣

(カ) 動物、動産、不動産の警備及び混雑場所での雑踏整理並びに工事現場周辺での交通誘導

(キ) 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに所有、管理及び利用

(ク) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務

(ケ) スポーツ用品用具・遊具の販売

(コ) 飲食店の経営

(サ) 保育所の経営並びに運営

(シ) 前各号に附帯する一切の業務

イ 構成企業 株式会社サン

(ア) 住宅及び建築等の機器の製造並びに販売

(イ) ビル総合管理及び保守に関する業務

(ウ) ビル清掃に関する機器及び機材の販売

(エ) 建築物、催物の警備保安管理に関する業務

(オ) 害虫駆除に関する業務

(カ) レジャー施設の経営

(キ) 車輛の販売

(ク) 嗜好品、食料品、菓子の販売

(ケ) 喫茶店の経営

(コ) 不動産の売買

(サ) 工業薬品輸入販売業

(シ) 水酸化マグネシウムの製造

- (ス) 非鉄金属の販売
- (セ) ビオトープ事業の請負、設計、施工、並びに監理
- (ソ) 建築物養生清掃、補強改装施工工事に関する業務
- (タ) 汚水廃水処理施設設計施工に関する業務
- (チ) 汚水廃水処理施設の清掃、維持管理に関する業務
- (ツ) 給排水衛生設備設計施工に関する業務
- (テ) 給排水衛生設備の清掃、維持管理に関する業務
- (ト) 電気設備設計施工に関する業務
- (ナ) 電気設備の保守点検、維持管理に関する業務
- (ニ) 一般廃棄物の収集及び運搬処理に関する業務
- (ヌ) 産業廃棄物の収集及び運搬処理に関する業務
- (ネ) 労働者派遣業務
- (ノ) 損害保険の代理業務
- (ハ) 生命保険の代理業務
- (ヒ) 機械器具製造業
- (フ) 電気機械器具製造業
- (ヘ) 輸送用機械器具製造業
- (ホ) 土木建築工事の設計施工及び請負
- (マ) 解体工事の設計施工及び請負
- (ミ) 企業主導型保育事業の経営
- (ム) 前各号に付帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

ア 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳

代表取締役 1人、取締役 4人、監査役 2人 計 7人

イ 構成企業 株式会社サン

代表取締役 2人、取締役 5人、監査役 1人 計 8人

